

平成 30 年定例会
戦略企画雇用経済常任委員会
説明資料

◎ 議案補充説明

- (1) 議案第 117 号「調停の合意について」 1
(別冊 1)

◎ 所管事項説明

- (1) 「平成 29 年度『第二次三重県行財政改革取組』の進捗状況」における事務
事業等の見直しについて 13
- (2) 「みえ国際展開に関する基本方針」の改訂について 17
(別冊 2)
- (3) 伊勢志摩サミット三重県民会議の解散について 21
- (4) 雇用対策の推進について 23
- (5) 首都圏営業拠点「三重テラス」にかかる新成果指標について 29
- (6) 中小企業・小規模企業の振興について 39
(別冊 3)
- (7) 観光振興について 49
- (8) 平成 28 年度包括外部監査結果に対する対応結果 55
- (9) 各種審議会等の審議状況の報告について 69

平成 30 年 3 月 9 日

雇用経済部

◎議案補充説明

(1) 議案第 117 号「調停の合意について」

県が、株式会社松阪街づくり公社（以下「公社」という。）に対し、平成 4 年及び平成 5 年に貸し付けた中小企業高度化資金 11 億 1,208 万円の残額 5 億 6,264 万円について、完済の目処が立たない等として、平成 29 年 10 月 18 日、公社から県を相手方とする特定調停が津簡易裁判所に申し立てられました。

津簡易裁判所調停委員会（以下「調停委員会」という。）による 3 回の調停を経て、平成 30 年 2 月 9 日、調停委員会から特定調停法第 15 条に基づく調停案（以下「本調停案」という。）が、関係当事者に対し受諾を求めて提示されました。

県においては、外部の有識者で構成する「三重県中小企業高度化資金に関する第三者委員会」（以下「第三者委員会」という。）の意見等を踏まえ、総合的に考慮した結果、本調停案を受諾し、調停に合意しようとするものです。

1. 株式会社松阪街づくり公社の概要

- (1) 代表者 代表取締役 宮村 元之（松阪市商店街連合会会長）
- (2) 所在地 松阪市日野町 788 番地
- (3) 資本金 9,760 万円（設立当時：12 億 2,000 万円）
- (4) 事業内容 カリヨンビル内のテナント・駐車場の賃貸等
- (5) 株主の内訳

株主	持株数（割合）
松阪市	6,000（25.64%）
独立行政法人中小企業基盤整備機構	6,000（25.64%）
松阪商工会議所	190（0.81%）
地元商店街振興組合、商店街加盟店等	7,000（29.92%）
金融機関、企業等	4,210（17.99%）
合 計	23,400（100.0%）

2. 特定調停事件の概要

公社は、次の 2 件の特定調停を同時に申し立てました。

【平成 29 年（特ノ）第 1 号特定調停事件】

- (1) 相手方 三重県
- (2) 申立ての概要
 - ・ 現在の経営状況では、中小企業高度化資金を完済する目処が立たない。
 - ・ 公社が所有する不動産（カリヨンビル）を売却し、その売却代金等を債務（5 億 6,264 万円）の返済に充て、残債務については免除を求める。
 - ・ 公社は街づくり事業を行う団体として存続することを求める。
 - ・ カリヨンビルの購入は松阪市に打診する予定。

【平成 29 年（特ノ）第 2 号特定調停事件】

(1) 相手方 連帯保証人

(2) 申立ての概要

- ・ 三重県を相手方とする調停事件（第 1 号）の債務整理等に合わせ、連帯保証人に対する支払債務（2 億 1,519 万 9,000 円）の免除等を求める。

3. これまでの主な経過

平成 3 年 9 月 20 日 公社設立（代表者：松阪商工会議所会頭 杉本憲太郎）

平成 4 年 7 月 10 日 中小企業高度化資金を貸付け（土地資金：約 9 億円）

平成 5 年 4 月 23 日 カリヨンビル竣工（総事業費：約 24 億円）

平成 5 年 9 月 22 日 中小企業高度化資金を貸付け（建物資金：約 2 億円）

・

平成 28 年 6 月 23 日 公社に完済に向けた抜本的方策の検討と実行を請求

9 月 29 日 連帯保証人から保証人辞退の申し出（県は応諾せず）

11 月 24 日 公社に債権保全に十分な担保の追加を請求

平成 29 年 10 月 18 日 公社が特定調停を津簡易裁判所に申立て

11 月 8 日 第三者委員会（第 1 回）

11 月 16 日 第三者委員会（第 2 回）

12 月 5 日 「(株) 松阪街づくり公社からの特定調停への対応に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を決定（別紙 1）

12 月 20 日 第 1 回調停期日（当事者及び利害関係人から意見聴取）

平成 30 年 1 月 26 日 第 2 回調停期日（当事者及び利害関係人から意見聴取）

1 月 31 日 第三者委員会（第 3 回）

2 月 9 日 第 3 回調停期日（当事者及び利害関係人から意見聴取、調停案の提示）

2 月 14 日 第三者委員会（第 4 回）

4. 本調停案の要旨

調停委員会から提示された本調停案は、2 件の特定調停事件を一括で整理する内容となっています。

- (1) 公社は、三重県との間において、平成 4 年 7 月 13 日及び平成 5 年 9 月 22 日に作成した公正証書に基づく中小企業高度化資金の借入金の残額金 5 億 6,264 万円の支払債務（以下「本件債務」という。）を負担していることを認める。
- (2) 連帯保証人は、三重県との間において、本件債務の全額を連帯保証債務として負担していることを認める。
- (3) 公社は、三重県に対し、本件債務のうち金 1 億 8,000 万円を平成 30 年 9 月 30 日までに支払う。

- (4) 連帯保証人は、三重県に対し、(2)の連帯保証債務のうち金2,064万3,000円を平成30年6月25日までに支払う。
- (5) 松阪商工会議所は、三重県に対し、第三者弁済として、本件債務のうち金2,000万円を平成30年6月25日までに支払う。公社はこれを承諾するものとする。
- (6) 松阪市商店街連合会は、三重県に対し、第三者弁済として、本件債務のうち金64万3,000円を平成30年6月25日までに支払う。公社はこれを承諾するものとする。
- (7) 公社及び連帯保証人は、(3)又は(4)の支払いを怠った場合は、連帯して三重県に対し、既払分を除いた本件債務全額を直ちに支払う。
- (8) 松阪市は、地域経済の維持という公共的見地に立って、公社から公社所有の「カリヨンビル」(所在：松阪市日野町788番地)に係る土地及び建物を金1億6,000万円(消費税及び地方消費税を除く。)で平成30年9月30日までに買い受ける。売買代金は、平成30年9月30日までに支払いを終える。公社は、同代金を(3)の支払いの一部に充てる。
- (9) 三重県は、公社、連帯保証人、松阪商工会議所及び松阪市商店街連合会が、(3)から(6)の各金額を遅滞なく支払った場合は、本件債務の残額金3億4,135万4,000円の支払債務を免除する。
- (10) 連帯保証人は、公社に対する貸付金の残額金2億1,519万9,000円の支払債務を免除し、公社に対する一切の求償権を放棄する。
- (11) 公社及び連帯保証人と三重県との間において、本件に関し、以上のほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (12) 調停費用は、各自の負担とする。
- (13) 本調停の合意には、三重県議会、松阪市議会、松阪商工会議所議員総会の承認を条件とする。

【本調停案の概要】

(単位：千円)

内 訳	金 額	備 考
貸付総額	1,112,080	負担内訳：県 361,427、機構 750,653
貸付残額 (①)	562,640	
支払額計 (②)	221,286	
公社	180,000	支払期限：H30.9.30
連帯保証人	20,643	支払期限：H30.6.25
松阪商工会議所	20,000	支払期限：H30.6.25、第三者弁済
松阪市商店街連合会	643	支払期限：H30.6.25、第三者弁済
債権放棄額 (①-②)	341,354	負担内訳：県 110,940、機構 230,414

※ 機構：独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）

5. 三重県中小企業高度化資金に関する第三者委員会による調査・検討結果

第三者委員会は、中小企業高度化資金の債権管理・回収に係る県の方策等を調査・検討するために、本特定調停申立てを契機に県が設置しました。(別紙2)

委員会は、以下の3名で構成されています。

委員長 中島 健一 (名城大学大学院教授、中島総合法律事務所 弁護士)

委員 稲垣 勝見 (いながき経営サポート代表、中小企業診断士)

委員 田上 清乃 (樋上益良法律事務所 弁護士)

本調停案については、以下のとおり、本調停案が基本方針で定めた基本合意要件(経済的合理性、公益的合理性、実現可能性)を満たしていることを確認したうえで、保証債務の従前の履行状況等を勘案し「合意はやむを得ない」との意見をいただきました。(別冊1)

(1) 経済的合理性

本調停案で提示された回収見込額(2億2,128万6,000円)の方が、公社及び連帯保証人が破産手続を行った場合の回収見込額(2億895万9,000円)よりも、少なくとも1,232万7,000円多くの回収が得られると見込まれ、県にとって経済的合理性が認められる。

(2) 公益的合理性

松阪市は、地域経済の維持という公共的見地に立ってカリヨンビルを公社から買い受けた上で、同施設の地域における公的役割等に鑑み、カリヨンビルの機能等を維持・確保することが本調停案に定められていること等から、本調停案全体として公益的合理性が認められる。

(3) 実現可能性

三重県の債権回収スキームに関係する全ての者(公社、松阪市、連帯保証人、松阪商工会議所、松阪市商店街連合会)が調停に参加し、平成30年2月9日開催の第3回調停期日において、合意意思が示されていること等から、本調停案の履行の確実性が認められる。

(4) その他の勘案した事項

ア 連帯保証人が、過去に中小企業高度化資金の償還原資として公社に貸し付けた貸付金の残額2億1,519万9,000円の全額を放棄すること。

イ 松阪商工会議所は、経営責任の一部を分担する形で、三重県に対し2,000万円を支払うこと。

ウ 松阪市商店街連合会は、連帯保証人の負担軽減を図る目的で128万6,000円を募金で集め、うち半額の64万3,000円を連帯保証人の弁済原資の一部に提供し、残額の64万3,000円を三重県に支払うこと。

6. 本調停案に対する県の考え方

県としては、「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」に基づき、財政上最も県の利益に適合するように処理することを主眼に、総合的に考慮した結果、本調停案を受諾し、調停に合意するべきと判断しました。

(主な理由)

- ア 本調停案が、特定調停法第 15 条に基づき、当事者双方の公平その他一切の事情を考慮した内容として、調停委員会から提示されたものであること。
- イ 第三者委員会が、「県が本調停案に合意することはやむを得ない」との意見を示していること。
- ウ 本調停案への合意により、機構から貸付原資として県が借り入れている元金相当額（機構負担分：2 億 3,041 万円）が免除されること。
- エ 松阪市は、鑑定評価額に基づく価格でカリヨンビルを購入する意思が明確で、購入後も中小企業高度化資金の資金使途に沿った利活用が見込まれること。
- オ 本調停案に合意しない場合、松阪市による買受けや松阪商工会議所等の第三者弁済が白紙となるうえ、債権回収の長期化に伴い、地価下落や施設の経年劣化による処分価格の下落、競売等の法的措置に伴う事務経費の増加が見込まれること。

【添付資料】

- (別紙 1) 「(株)松阪街づくり公社からの特定調停への対応に関する基本方針」(平成 29 年 12 月、三重県)
- (別紙 2) 三重県中小企業高度化資金に関する第三者委員会設置要綱
- (別冊 1) 「調査報告書」(要約版)(平成 30 年 2 月、三重県中小企業高度化資金に関する第三者委員会)

(株)松阪街づくり公社からの特定調停への対応に関する基本方針

平成29年12月5日

三重県

第1 基本的な考え方**1. 経営者保証ガイドラインに準拠**

- 高度化事業に係る貸付後の債権管理の適正化に資するため、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が都道府県に求める債権管理の基本的対応方法を提示した「都道府県の債権管理に関する対応指針」（平成19年2月28日中小機構）等において、「経営者保証に関するガイドライン」（平成25年12月5日経営者保証に関するガイドライン研究会）（以下「ガイドライン」という。）の趣旨を踏まえた対応が求められていることから、ガイドラインに準拠した対応を行う。

2. 中小企業高度化資金に係る貸付先・担保物件の公的・公共的性質に配慮

- 貸付先である株式会社松阪街づくり公社は、松阪市と中小機構が資本金の半分を負担し、松阪駅前の中心市街地の活性化を目的に設立された第三セクターである。
- 担保物件であるカリヨンビルには、松阪市の「松阪市市民活動センター」や「松阪市産業振興センター」、松阪市の広域団体「松阪市自治会連合会」や「松阪市商店街連合会」等が入居。
- 第三セクターが運営するカリヨンビルに公的・公共的な機関や団体が入居している現状を踏まえ、運営に支障が生じることのないよう配慮する。

第2 基本的な処理方針**1. 主たる債務と連帯保証債務の一体整理**

- 特定調停手続きによる債務整理は、ガイドラインが示す準則型私的整理手続の一つに該当することから、ガイドライン7(2)イの規定に基づき、主たる債務と連帯保証債務の一体整理を求める。

2. 調停の基本合意要件

- 調停案が次の3つの要件の全てを満たすことを求める。

(1) 経済的合理性

ガイドライン7(1)ハの規定に基づき、主たる債務者の資産及び債務並びに保証人の資産及び保証債務の状況やこれまでの経過等を総合的に考慮したうえで、主たる債務及び保証債務の破産手続による配当よりも多くの回収が得られる見込みがあるなど、県にとって経済的な合理性が期待できること。

なお、弁護士等の支援専門家による連帯保証人の資力に関する情報の表明保証を条件とする。

(2) 公益的合理性

担保物件であるカリヨンビル処分後の利活用が、これまで果たしてきた機能等を踏まえた公益性を有するものであるなど、調停案全体で公益的見地から合理性が認められること。

(3) 実現可能性

中小企業高度化資金貸付金の回収スキームに関係する当事者が利害関係人として調停に参加するなど、調停案の履行が確実であると認められること。

3. 適時適切な対応

- この基本方針に基づき、特定調停の進行状況等を総合的に勘案し、「三重県中小企業高度化資金に関する第三者委員会」の意見等を踏まえ適切に対応する。

三重県中小企業高度化資金に関する第三者委員会設置要綱

(設置)

第1条 三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例施行規則第4条の規定に基づき、中小企業高度化資金の債権管理・回収に係る方策等を検討するため、三重県中小企業高度化資金に関する第三者委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、中小企業高度化資金に係る次の事項について、調査及び検討を行うものとする。

- (1) 債権の管理・回収に関すること。
- (2) 債権の処理方針に関すること。
- (3) その他委員長が必要と認めた事項

2 委員会が調査及び検討の対象とする中小企業高度化資金は、債権管理・回収に係る方策等が議会の議決を要するものに限る。

(委員)

第3条 委員会の委員は、3名とする。

2 委員は、学識経験者等優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、雇用経済部長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(委員の責務)

第7条 委員は、委員会において知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(調査及び検討手続の非公開)

第8条 委員会の行う調査及び検討の手続は、公開しない。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、雇用経済部中小企業・サービス産業振興課内に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項（委員会傍聴要領を除く）は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月19日から施行する。

調停の合意について

県は、中小企業高度化資金貸付金償還金に係る特定調停事件について、次のとおり調停に合意するものとする。

平成30年3月5日提出

三重県知事 鈴木英敬

- 1 申立人住所氏名 三重県松阪市日野町788番地 株式会社松阪街づくり公社 代表取締役 宮村元之
- 2 事件名 津簡易裁判所平成29年（特ノ）第1号、第2号に係る特定調停事件
- 3 調停の要旨
 - (1) 申立人は、三重県との間において、平成4年7月13日及び平成5年9月22日に作成した公正証書に基づく中小企業高度化資金の借入金の残額金5億6,264万円の支払債務（以下「本件債務」という。）を負担していることを認める。
 - (2) 連帯保証人は、三重県との間において、本件債務の全額を連帯保証債務として負担していることを認める。
 - (3) 申立人は、三重県に対し、本件債務のうち金1億8,000万円を平成30年9月30日までに支払う。
 - (4) 連帯保証人は、三重県に対し、(2)の連帯保証債務のうち金2,064万3,000円を平成30年6月25日までに支払う。
 - (5) 利害関係人松阪商工会議所は、三重県に対し、第三者弁済として、本件債務のうち金2,000万円を平成30年6月25日までに支払う。申立人はこれを承諾するものとする。
 - (6) 利害関係人松阪市商店街連合会は、三重県に対し、第三者弁済として、本件債務のうち金64万3,000円を平成30年6月25日までに支払う。申立人はこれを承諾するものとする。
 - (7) 申立人及び連帯保証人（以下「申立人ら」という。）は、(3)又は(4)の支払いを怠った場合は、連帯して三重県に対し、既払分を除いた本件債務全額を直ちに支払う。
 - (8) 利害関係人松阪市は、地域経済の維持という公共的見地に立って、申立人から申立人所有の「カリヨンビル」（所在：松阪市日野町788番地）に係る土地及び建物を金1億6,000万円（消費税及び地方消費税を除く。）で平成30年9月30日までに買い受ける。売買代金は、平成30年9月30日までに支払いを終える。申立人は、同代金を(3)の支払いの一部に充てる。
 - (9) 三重県は、申立人ら、利害関係人松阪商工会議所及び利害関係人松阪市商店街連合会が、(3)から(6)の各金額を遅滞なく支払った場合は、本件債務の残額金3億4,135万4,000円の支払債務を免除する。

【第 117 号 調停の合意について】

- (10) 連帯保証人は、申立人に対する貸付金の残額金2億1,519万9,000円の支払債務を免除し、申立人に対する一切の求償権を放棄する。
- (11) 申立人らと三重県との間において、本件に関し、以上のほかに何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (12) 調停費用は、各自の負担とする。

4 調停合意の条件

- (1) 利害関係人松阪市が、本調停合意に係る松阪市議会の承認議決を得ること。
- (2) 利害関係人松阪商工会議所が、本調停合意に係る松阪商工会議所議員総会の承認を得ること。

5 管轄裁判所

津簡易裁判所

提案理由

特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）による調停（権利の放棄を含む。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号及び第12号の規定により議会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

◎所管事項説明

(1)「平成29年度『第二次三重県行財政改革取組』の進捗状況」における事務事業等の見直しについて

① 集中取組期間における事務事業の見直し一覧【雇用経済部関係分】

○この一覧表は、平成29年6月に策定しました「三重県財政の健全化に向けた集中取組」8頁に記載の「事務事業の見直し」について、個々の見直しの方向性を整理したものです。

○表ごとの分類の考え方は以下のとおりです。

・「(1)平成29年度から平成31年度における見直し」は、平成29年度から平成31年度当初予算にかけて段階的に見直しを行っていく予定のもの（複数回の見直しを行う）

・「(2)平成30年度の見直し」、「(3)平成31年度以降の見直し」はそれぞれの見直し(予定)年度の当初予算において見直す(予定)のもの

○平成31年度以降の見直しについては、現時点の予定であり、平成31年度予算編成以降の議論により、事業の追加も含め、変更される場合があります。

○今回、平成29年6月に公表した集中取組期間における事務事業の見直し一覧について、新たに見直しの方向性を整理したものには、欄外に「○」を、見直し分類を変更したものには、「☆」を付けています。

(1)平成29年度から平成31年度における見直し

(単位:千円)

No	細事業名 ()内は細々事業名	見直し(予定)年度	見直しの内容(方向性)	平成30年度 予算額	所管部局 名
			該当なし		

(2)平成30年度の見直し

(単位:千円)

No	細事業名 ()内は細々事業名	見直し年度	見直しの内容(方向性)	平成30年度 予算額	所管部局 名
○ 10	ワーク・ライフ・バランス推進サポート事業費	平成30年度	県内で自発的に取組が進む働き方改革を地域全体に拡散させるため、取組の「第2ステージ」として、労働力不足が深刻な業種等を対象に、働き方改革を促進していくことから、事業を廃止する。	0	雇用経済部
☆ 11	”ひとをよびこむ”三重版子どもしごと体験事業費	平成30年度	多くの人が本県の魅力を感じ、交流人口の増加を目指す子どもたちの参加型しごと体験事業を地域に定着、発展させるため、平成27年度から県内8箇所で開催した(うち1箇所(亀山市)は共催で開催)。地域における事業の実施体制が整ってきたことから、今後は参加型しごと体験事業の開催を予定する市町、商工団体等に対して、実施にあたっての助言等の支援を行う。	0	雇用経済部

(3)平成31年度以降の見直し

(単位:千円)

No	細事業名 ()内は細々事業名	見直し(予定)年度	見直しの内容(方向性)	平成30年度 予算額	所管部局 名
			該当なし		

② 集中取組期間における県単独補助金の見直し一覧【雇用経済部関係分】

○この一覧表は、平成29年6月に策定しました「三重県財政の健全化に向けた集中取組」10頁に記載の「県単独補助金の見直し」について、個々の見直しの方向性を整理したものです。

○表ごとの分類の考え方は以下のとおりです。

・「(1)平成29年度から平成31年度における見直し」は、平成29年度から平成31年度当初予算にかけて段階的に見直しを行っていく予定のもの（複数回の見直しを行う）

・「(2)平成30年度の見直し」、「(3)平成31年度以降の見直し」はそれぞれの見直し(予定)年度の当初予算において見直す(予定)のもの

○平成31年度以降の見直しについては、現時点の予定であり、平成31年度予算編成以降の議論により、事業の追加も含め、変更される場合があります。

(1)平成29年度から平成31年度における見直し

(単位:千円)

No	細事業名 ()内は細々事業名	見直し(予定) 年度	見直しの内容(方向性)	平成30年度 予算額	所管部局 名
2	商店街振興組合支援事業費補助金	平成29年度 ~31年度	平成12年度から継続して商店街振興組合連合会の行う事業に対して補助を行ってきたが、組合の自立運営に向けて補助金の在り方を見直し、平成29年度から段階的に減額のうえ、平成30年度をもって廃止する。	1,018	雇用経済部

(2)平成30年度の見直し

(単位:千円)

No	細事業名 ()内は細々事業名	見直し年度	見直しの内容(方向性)	平成30年度 予算額	所管部局 名
6	産業フェア開催事業費負担金	平成30年度	平成15年度から開催してきた県内最大級の総合見本市に対する負担金は、中小企業の販路開拓支援が充実してきたことから、平成29年度をもって廃止する。	0	雇用経済部
7	姉妹友好交流推進団体補助金	平成30年度	民間での国際交流が進んできたため、平成29年度をもって廃止する。	0	雇用経済部

(3)平成31年度以降の見直し

(単位:千円)

No	細事業名 ()内は細々事業名	見直し(予定) 年度	見直しの内容(方向性)	平成30年度 予算額	所管部局 名
			該当なし		

③ 集中取組期間における県有施設の見直し一覧【雇用経済部関係分】

○この一覧表は、平成29年6月に策定しました「三重県財政の健全化に向けた集中取組」13頁に記載の「県有施設の見直し」について、個別施設の見直しの方向性を整理したものです。

○今回の見直しは、廃止や統合を含めたあり方検討による維持管理費の抑制と、新たな県民ニーズへの対応や県民サービスの向上の両面で見直しに取り組むとともに、あわせて、施設にかかるコスト縮減や一層の収入確保にも取り組んでいます。

○見直しにあたっては、次の基本的な考え方に基づいて方向性の検討を行いました。

- (1)引き続き県が関与する必要性について、設置時の目的と時代のニーズが異なっていないか、未利用になっていないかなどの視点で検討し、必要性がないと判断した施設については廃止したうえで、売却や貸付、移譲、用途変更等に努めることとします。
- (2)引き続き県が関与する必要性がある施設においては、有効活用によって県民サービスが向上するか、空きスペースがないか、利用状況から見て施設の規模・機能が適切かなどの視点で検討し、さらなる有効活用が可能と判断した施設については、統合や集約化、売却、貸付、用途変更等に努めることとします。
- (3)管理運営方法の見直しについて、コストパフォーマンスが適当か、民間活力の導入による効率化が可能かなどの視点で検討し、指定管理の導入や委託化、PFIの導入、収支改善等に努めることとします。
なお、見直し対象外の施設については、予算編成過程の中でコスト縮減や一層の収入確保に努めることとします。

No	施設名	見直しの考え方	見直しの方向性	所管部局名
13	(鈴鹿山麓リサーチパーク関係施設) 鈴鹿山麓研究学園都市センター <直営>	当該施設は、科学技術の振興及び県内産業の高度化を図る目的で平成10年に建設されたものであり、現在は企業向けに会議室等の貸出しを行っている。 施設の稼働率が低迷していること、維持管理に多額の費用を要していること、大規模改修時期が差し迫っていることなどから、四日市市等関係機関と調整のうえ、休館の方向で検討を進める。 なお、休館後は鈴鹿山麓リサーチパークの方向性を踏まえて、再度、見直しの方向性を定める必要がある。	平成30年度中に休館(リサーチパークの利活用の動向を踏まえて、平成31年度末までに再度方向性を検討)	雇用経済部

(2) 「みえ国際展開に関する基本方針」の改訂について

1 改訂の経緯

「みえ国際展開に関する基本方針」(以下、「基本方針」という。)を平成27年6月に改訂以降、英国のEU離脱表明や米国トランプ政権の誕生、日欧EPAの交渉妥結など、世界情勢に大きな変化が生じました。また、これまでの海外ミッション団派遣を通じて現地の経済情勢の変化を認識するとともに、現地政府等とのネットワークの構築・強化や本県の魅力の発信等に取り組んできました。今後、東京オリンピック・パラリンピックの開催等により我が国が注目を集める好機をとらえ、伊勢志摩サミットの開催により向上した本県の知名度等を生かし、観光や食などの分野で海外需要の取り込みを図っていくことが重要となっています。

こうした状況を受け、より戦略的に本県の国際展開を進めるため、産学官金で構成する「みえ国際展開推進連合協議会」での議論をふまえて基本方針を改訂します。

2 改訂のポイント(主な追加・変更点)

(1) 県内中小企業の国際展開にかかる支援体制の強化等

① 県内中小企業の国際展開にかかる支援体制の強化

国際展開に取り組む中小企業が求める支援は、現地の市場動向、規制、労使関係や安全等にかかる情報の提供、現地提携先の確保など多岐にわたり、各国・地域の現地事情や専門知識に精通した支援を行う必要があります。

こうした状況から、幅広い海外ネットワークを有する独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)と、県内中小企業の支援を中核的に行う公益財団法人三重県産業支援センターを中心に、地域の中小企業の経営を支える金融機関、海外のリスクマネジメントに関する豊富な情報を有する損害保険会社とともに「三重県国際展開支援窓口」を設置し、県内中小企業の国際展開の支援に連携・協力して取り組みます。

<三重県国際展開支援窓口を通じて実施する支援>

- ・ 県内中小企業が求める各種現地情報の提供強化
- ・ 現地展示会等への出展支援
- ・ 各国・地域の流通事情を熟知し販路を有している「現地パートナー」への橋渡し
- ・ 各国・地域の各種規制・通関対応などの支援

② 人材育成・啓発

県内企業の国際展開を促進するため、グローバル人材の育成・確保の支援に取り組むとともに、国際展開への関心を高めるための啓発を行います。

<具体的な取組>

- ・ 企業向けセミナーの実施、県内企業と留学生とのマッチングの場の提供、商社退職人材や高度外国人材、外国人技能実習生等の効果的な活用
- ・ 国際展開に関する成功例等を県内企業に紹介・共有する場の設定
- ・ 系統性を意識した英語学習や海外留学等を通じた次世代育成

(2) 重点国・地域とその分野の整理・見直し

伊勢志摩サミットを通じて築いた三重県ネットワークの視点や、日欧EPAの交渉妥結、TPPの締結に向けた動きなどの経済情勢の変化等をふまえ、カナダを新たに重点国として位置づけるとともに、各国・地域の重点分野を見直します。

① 重点国の追加

- ・カナダ：伊勢志摩サミット開催による知名度向上等の効果を生かして、スポーツや産業分野などでの交流を促進します。

② 各国・地域における重点分野の追加

- ・台湾：日本産牛肉の輸入解禁を受け、県産ブランド牛の販路拡大に取り組みます。
- ・香港：華人経済圏への販路を持ち、日本産農林水産物・食品の最大の輸出市場であることから、香港貿易発展局と連携した県産品の販路拡大に取り組みます。
- ・カナダ：東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ地誘致に取り組むとともに、世界有数の航空宇宙産業集積地であるケベック州やオンタリオ州等とのネットワーク強化を図ります。
- ・ヨーロッパ：日欧EPAの交渉妥結を受け、県産農林水産物・食品の販路拡大に取り組みます。

(3) 継続的・長期的な取組の展開

国際展開において成果を得るためには長期的な視点で取組を推進しなければならない場合が多いため、知名度向上などの伊勢志摩サミットの効果や、様々な需要が生まれる東京オリンピック・パラリンピックの開催などの好機も生かし、各分野の取組を継続的・長期的に展開していきます。

(4) その他

- ・食の販路拡大、外資系企業誘致及び誘客の各分野の取組について、これまでの取組状況等をふまえ、記載の充実を図ります。
- ・誘客については、個人旅行（FIT）化をふまえた見直しも行います。

第1章 世界経済の状況と三重県における国際展開の現状

1. 拡大する世界経済

- ・国内需要の減退 ⇒ G7からG20、アジアなど新興国市場の拡大
- ・英国のEU離脱や米国トランプ政権の誕生等の一方で、国家間・地域間の連携の加速 ⇒ TPP協定、日欧EPA等

2. 三重県の国際展開の現状と課題

- ・拡大する世界経済や国内の取引構造の変化を見据え、取組が遅れる県内企業の国際展開を推進する必要。
- ・本格的な少子高齢化や人口減少を迎え、海外からの誘客は地方創生の観点からも重要。
- ・サミットの開催による知名度等向上と東京オリンピック・パラリンピック等の今後の好機を生かした取組が必要。

世界経済の状況と三重県の国際展開の現状と課題をふまえた国際展開の推進

第2章 国際展開に係る三重県のポテンシャル

1. 三重県の持つ多様な海外ネットワーク

- 県のネットワーク
 - (台湾) 台日産業連携推進オフィス、高雄市、台中市
 - (中国) 河南省 (香港) 香港貿易発展局
 - (タイ) 投資委員会、工業省
 - (アメリカ) ワシントン州、テキサス州サンアントニオ市
 - (インド) カルナータカ州 (フランス) ヴァルトワース県
 - (ブラジル) サンパウロ州 等
- 市町のネットワーク
 - (中国) 天津市、江蘇省鎮江市、無錫市濱湖区
 - (ベトナム) 外国投資省、ハイフォン市
 - (アメリカ) ロングビーチ市、サンタバーバラ市、キャマス市
 - (カナダ) プリンズルパート市 (フランス) ルマン市
 - (ブラジル) サンパウロ州バスタス市・オサスコ市 等

2. ファシリテーターとして活用可能な組織

- ・三重大学地域戦略センター(RASC)
- ・(公財)国際環境技術移転センター(ICETT)
- ・(公財)三重県産業支援センター(MIESC)
- ・高度部材イノベーションセンター(AMIC)
- ・(独)日本貿易振興機構(ジェトロ)三重貿易情報センター
- ・三重県国際展開支援窓口

3. 世界に誇る産業集積と環境改善の取組、試作ものづくりの能力

- ・自動車関連、電子デバイス、石油化学分野企業が集積
- ・外資系企業が立地
- ・四日市公害を契機に官民でまちづくりに取り組んだ実績
- ・試作グループ等による高付加価値のものづくり

4. 世界に知られる観光資源

- ・伊勢神宮、忍者、真珠、海女など世界的に魅力ある資源
- ・世界遺産熊野古道伊勢路、ユネスコ無形文化遺産「山・鉾・屋台行事」等

5. 三重の食文化と食材

- ・松阪牛・伊勢えび・南紀みかん等三重ブランド認定品、マグロ・マダイ・ブリ等養殖魚、伊勢うどん等郷土料理

三重県のポテンシャルを最大限に生かした国際展開の推進

第3章 国際展開に対する今後の取組の方向性

1. 基本的な考え方

- 国際的に開かれた三重県文化の形成 ○三重モデル(台湾との連携モデル)
- 相手国・地域のメリットにもなる「Win-Win」の関係構築の横展開
- サミット開催による知名度等向上、東京オリパラ等の好機を生かした継続的・長期的取組、グローバル人材の育成、対日直接投資(外資系企業誘致)の促進

2. 重点的に取り組むべき国・地域と、国・地域ごとの重点分野

(1) アジア経済圏(ASEANを除く)

- ・華人経済圏への県産品販路拡大、誘客など
- 台湾
 - ・中南部へのネットワーク拡大、誘客、大中華圏への共同販路開拓、県産品の販路拡大(県産ブランド牛)
- 中国
 - ・三重県国際展開支援窓口を通じた現地規制対応、ICETTと連携した環境技術の展開、県産品の販路拡大、誘客
- 香港
 - ・県産品の販路拡大、誘客
- 韓国
 - ・ビジネス交流の検討
- インド
 - ・カルナータカ州との産業連携の推進

(2) ASEAN

- ・発展する域内市場での産業連携、誘客、県産品販路拡大など
- タイ
 - ・投資委員会及び工業省との産業連携、ICETTと連携した環境技術の展開
 - ・誘客、県産品の販路拡大
- ベトナム
 - ・人材育成、ICETTと連携した環境技術の展開、誘客、県産品の販路拡大

(3) 北米・ヨーロッパ

- ・航空宇宙等成長産業での連携、知的交流、企業誘致、県産品販路拡大、誘客など
- 米国
 - ・航空宇宙分野等での連携、グローバルな産業人材等育成、対日投資促進
- カナダ
 - ・事前キャンプ地誘致
 - ・航空宇宙分野での連携
- ヨーロッパ
 - ・知的交流の推進、航空宇宙分野等での連携
 - ・県産品の販路拡大
 - ・医療人材育成
 - ・誘客、事前キャンプ地誘致

(4) 友好提携都市等

- ブラジル
 - ・友好関係を生かした経済交流の検討

3. 国際展開のためのプラットフォーム

(1) 国際展開の推進体制と支援体制

- 推進体制
 - ・みえ国際展開推進連合協議会
 - ・三重県外国人観光客誘致促進協議会
 - ・三重県農林水産物・食品輸出促進協議会
 - ・みえ医療・健康・福祉産業国際交流推進会議
 - ・三重県企業国際展開推進協議会
- 支援体制
 - ・三重県国際展開支援窓口の設置

(2) 国際展開ネットワークの構築及び深化

- ・既存のネットワークの強化と市町の海外ネットワークの活用
- ・産業連携の各MOU等を活用した大学間、企業間の交流促進

(3) 人材育成・啓発

- ・グローバル人材の育成・確保(留学生マッチング、商社退職人材や高度外国人材、外国人技能実習生の活用等)、国際展開に関する成功例の県内中小企業への紹介、次世代育成

4. 国際展開における取組方針

(1) 三重県企業の国際展開(直接投資、輸出)に対する支援

- ・三重県国際展開支援窓口の設置と、同窓口を通じた支援
- ・ICETTを活用した環境技術の展開
- ・県産農林水産物・食品の輸出促進

(2) 外資系企業の誘致に対する支援

- ・外資系企業の生産拠点・研究開発拠点の誘致
- ・高級ホテル等外資サービス業の誘致
- ・ワンストップサービス窓口の設置

(3) 海外からの誘客促進

- ・産業、物産との連携による三重県の魅力発信
- ・欧米や富裕層の誘致、ゴルフツーリズムの推進
- ・個人客(FIT)化に対応したSNSによる情報発信、広域連携での誘客
- ・MICE誘致、日本版DMOとの連携、クルーズ客の誘客
- ・観光コンテンツの磨き上げ(体験、エコツーリズムの推進、ガイド育成等)

(4) 様々な分野の取組

- ・ライフイノベーション分野における海外連携の推進
- ・医療分野における連携(高度人材の確保・育成等)
- ・国際展開を通じた食関連産業のステーションアップ(高付加価値化)
- ・スポーツを通じた海外との交流の促進

(3) 伊勢志摩サミット三重県民会議の解散について

平成29年11月22日に車椅子用階段昇降機の設置を行ったことをもって、伊勢志摩サミット記念館「サミエール」(以下「サミエール」という。)の整備も終わり、伊勢志摩サミット三重県民会議(以下「県民会議」という。)の主な事業はすべて完了しました。

このため、平成30年3月28日開催予定の県民会議第5回総会で解散について審議いただき、議決を経て県民会議を解散したいと考えています。

※県民会議の解散後、庁内の推進体制である三重県伊勢志摩サミット推進本部も解散する予定です。

【具体内容】

- 1 解散理由 主な事業がすべて完了し、事業の目的を達成したため
- 2 解散年月日 平成30年3月31日
- 3 解散にあたっての基本的な考え方
県民会議の財産、事業等は、三重県に引き継ぐこととし、財産の譲渡及び地位の承継にあたり必要な契約等を当事者間で交わすものとする。
- 4 残余財産の処分
 - (1) 剰余金 : 清算による剰余金は、三重県に拠出金として拠出
 - (2) 剰余金以外の財産 : 平成30年4月1日付けで三重県に譲渡
- 5 その他
 - ・県民会議名で作成したfacebook、Twitter、Instagramのアカウントについては、削除及び名称変更せず、引き続き三重県が、サミエールの企画展示の情報発信や、ポストサミットの取組の情報発信等に活用する(サミエールの閉館またはポストサミット期のいずれか遅い日まで)。
 - ・現在、月1回を目途に発信している「伊勢志摩サミット通信」は、県民会議の解散をもって廃止する。

※参考

平成29年5月26日のオープン以来、サミエールには、併設の「カフェサミエール」を含め多くの方にお越しいただいており、平成30年2月末までの入館者数は以下のとおりとなっています。

平成29年5月26日(金)～平成30年2月28日(水) 169,117人

(※入館者カウンターでの計測による)

(4) 雇用対策の推進について

1 若年無業者の就労支援について

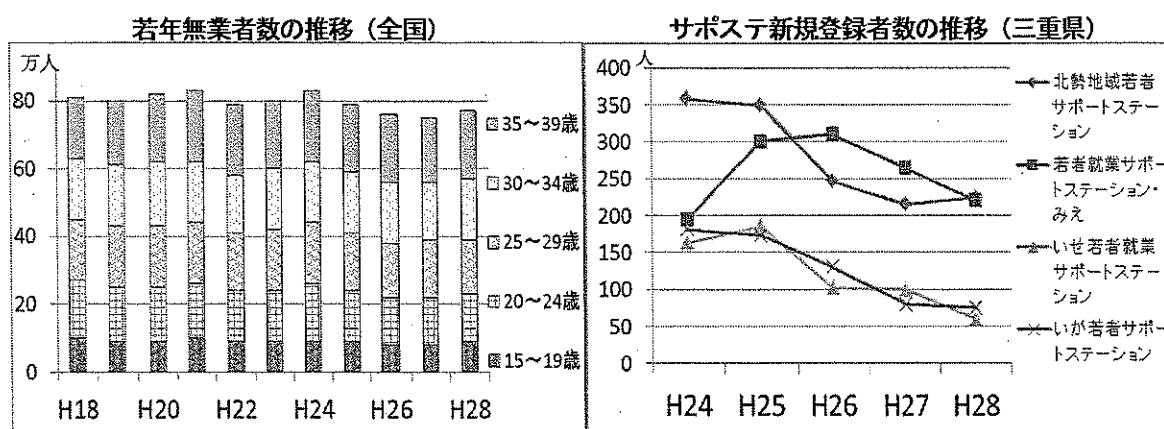
(1) 若年無業者の状況

有効求人倍率は引き続き高水準を維持していますが、いわゆるニートなどの若年無業者数は、ほぼ横ばいで推移しています。

若年無業者の就労に向けた課題は、その背景・原因等が様々であることから、一律的な就労支援ではなく、個人の状態に応じた適切かつ丁寧なサポートが必要です。

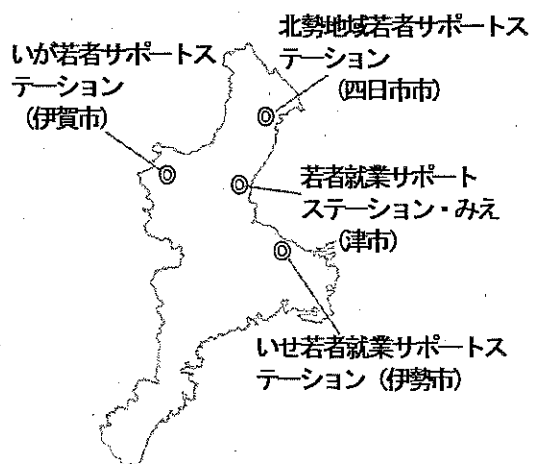
三重労働局（以下、「労働局」）では、地域若者サポートステーション（以下、「サポステ」）を県内4か所（四日市市、津市、伊勢市、伊賀市）に設置し、若年無業者の個々の相談に応じ、就労に至るまでをきめ細かに支援しています。

近年は雇用情勢の改善に伴い、就労が困難な若者のうち、比較的自立しやすい方が就職できるようになり、サポステの新規登録者数は減少傾向にあります。



出典：総務省「労働力調査」

出典：三重県調べ



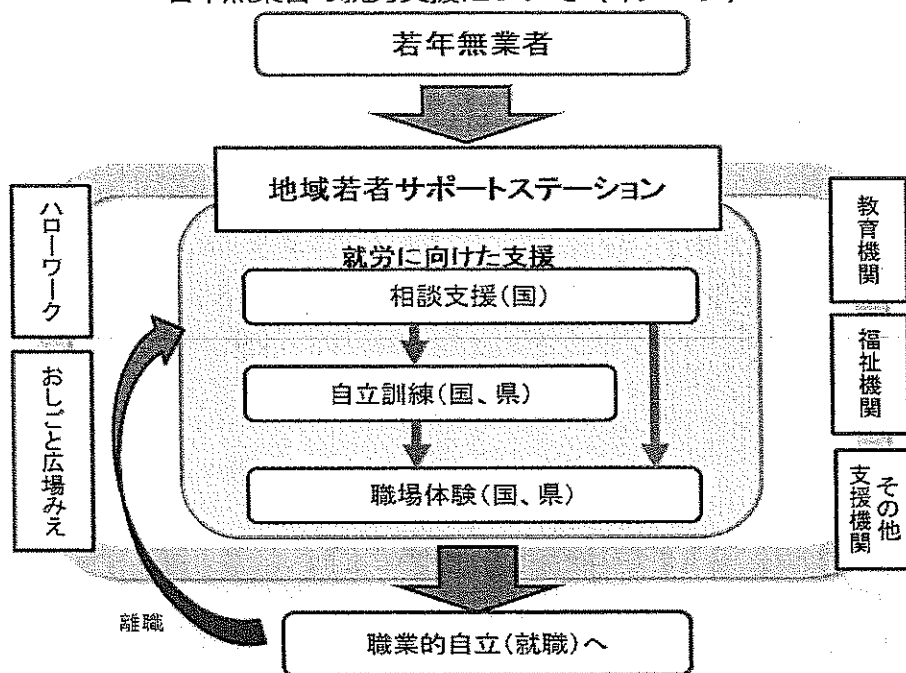
サポステ名	所在地	運営主体
北勢地域若者サポートステーション	四日市市	NPO法人市民社会研究所
若者就業サポートステーション・みえ	津市	公益財団法人三重県労働福祉協会
いせ若者就業サポートステーション	伊勢市	NPO法人いせコンビニネット
いが若者サポートステーション	伊賀市	社会福祉法人伊賀市社会福祉協議会

(2) 支援の現状

労働局では、就労など自立に課題を抱える若年無業者に対して、県内4か所のサポステにおいて、相談支援から、具体的なサポートプログラムの検討、就労に向けた職場体験までを実施しており、多くの若年無業者を就労につなげています。

県では、労働局と連携して、こうした取組を強化するため、各種講座の開催や社会体験、短時間の実務経験事業等を実施するとともに、サポステを核とした支援機関ネットワークである「みえ若者就労支援ネットワーク」（年2回開催）、「同サポステ部会」（年4回開催）等を通じて、教育・福祉関係機関等との連携強化に取り組み、地域における就労環境づくりを進めています。

若年無業者の就労支援について（イメージ）



	労働局 (地域若者サポートステーション事業)	県 (若年無業者就労支援事業)
相談支援	キャリアコンサルタント等による、利用者一人ひとりに対応したプログラムの策定 等	—
自立訓練	就業に向けた動機付けや実践的なスキル向上のための訓練 (パソコンスキル、ビジネスマナー、職業講話 等)	職場体験の前に自信をつけるための講座 (グループワーク、ウォーキング、調理実習 等)
職場体験	事業所や農場等における実務経験 (週20時間以上かつ1週間以上3か月以下) 等	事業所や農場等における実務経験 (週20時間未満の短期間型)、社会体験 (ボランティア体験) 等

(3) 今後の対応

サポステからは、就労など自立に課題を抱える若者は潜在化しているとの声があります。こうしたことから、サポステの普及啓発を含め、若年無業者の就労を支援する新たな取組も必要となっています。

県では、労働局や関係支援機関等と連携して、家族向け説明会など、サポステの利活用に関するPRの実施や、次のステップにつながる段階的かつ切れ目ない講座の開催、教育・福祉関係機関等との連携強化による早期支援の充実のほか、常設型受入施設による職場体験プログラムの構築等へのサポートにも取り組んでいきます。

○常設型受入施設の例

- ・平成29年9月、北勢地域若者サポートステーションを運営するNPO法人市民社会研究所がトレーニングカフェ「Sprout (スプラウト)」を開設
- ・平成30年3月、いせ若者就業サポートステーションを運営するNPO法人いせコンピニネットがトレーニングカフェを新設予定

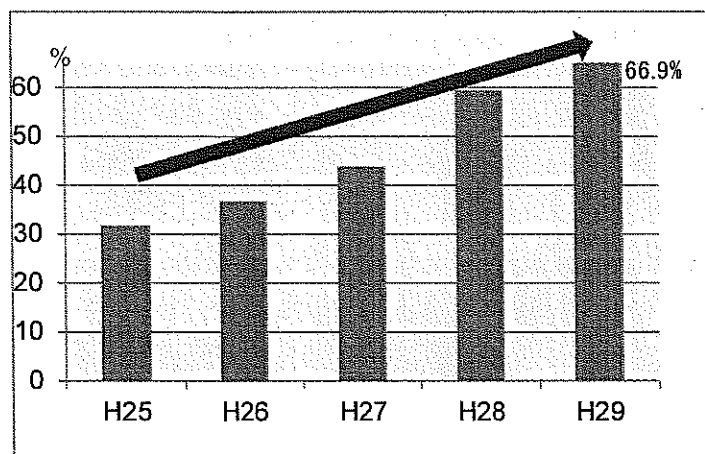
2 働き方改革の推進について

県では、従業員にとって働きやすい職場づくりに取り組むため、県内企業における長時間労働の是正、休暇取得をはじめ、従業員のワーク・ライフ・バランスの推進について、取組を進めてきたところです。

このような中、県内企業の多くは人材不足を課題としており、県では「働き方改革」が企業における人材確保や生産性向上等の課題解決に有効であることを普及啓発することで、企業における取組を進めるとともに、働く方々を県内に呼び込むという地方創生の観点からも、全国に先駆けて働き方改革に取り組んできたところです。

これまで、普及啓発冊子の配布や「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰制度の実施のほか、特に、個別企業の課題解決に労使が一体となって取り組むためのコンサルティング等の実施により、企業の取組を積極的に支援してきたところ、県内においてワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる事業所の割合は着実に増加しつつあります。

ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる事業所の割合



(平成 29 年度三重県内事業所労働条件等実態調査より)

(1) 今年度の取組成果

① 専門家コンサルティング派遣等に関する報告会の実施

県から派遣した専門家のコンサルティングを受けた企業等からの成果の発表会を行い、各企業等から「働く方同士の関係の質を高めることを意識した取組を進めた結果、コミュニケーションが向上し、従業員主導による主体的な改善に取り組むことができた」などの報告が行われました。

○報告会開催日時等 平成 30 年 2 月 20 日 (火) 13 時～16 時 (津市内)

○参加者数 85 名 (県内企業ほか)

○具体的な発表事例

- ・なかなか取得ができない振替休日の完全取得に向け、現場作業の洗い出しや難易度・件数の明確化、作業内容のリスト化を行うことで、個々の作業負担を平準化し休暇の取得促進につながった。今後は、一部門だけではなく全社挙げての取組に拡大するとともに、発注元へ自社の働き方改革の取組を説明し、発注元も巻き込んだ働き方改革につなげていきたいと考えています。(建設業)
- ・スタッフ同士の感謝の気持ちを「見える化」し、それに対する評価を表彰という形にするだけでなく、管理職が「ほめる勉強会」を開催し、「ほめる文化」を根付かせ、スタッフの「やる気」につなげることができました。また、チーム目標を明示することにより、利用者にもわかりやすく、心地良い居場所の提供に役立っています。(介護業)

- ・「カエル会議」の実施や業務日報の見直し、休憩室のリニューアルなど、スタッフ自身が楽しみながら主体的に取り組んだことにより、働きやすい職場環境づくりにつながったほか、さらに利用者も巻き込んだ取組に発展させることができました。
(福祉施設)

②働き方改革アドバイザーによる相談等支援

働き方改革に取り組む中小企業等からの相談や、課題に応じた専門家「働き方改革アドバイザー」の派遣によりきめ細かな支援を行った結果、企業の顧客満足度向上などの成果につながりました。

- ・電話、FAX等による相談 (49社・49件)
- ・アドバイザーの派遣 (上記により相談をいただいた企業のうち42社・51件)

※いずれも平成30年1月31日現在の数値

③みえの働き方改革推進企業の登録・表彰

休暇の取得促進や所定外労働時間の削減に向けた取組、育児・介護をしながら働き続けられる職場環境づくりなどを積極的に推進する企業等を「みえの働き方改革推進企業」として登録・表彰を実施しました。(平成28年度まで実施した「男女がいきいきと働いている企業」認証・表彰制度を平成29年度にリニューアル)

○登録企業数 48社 (平成28年度までの認証企業数を含めると 延べ516社)

○表彰企業

【ベストプラクティス賞】 株式会社百五銀行 (金融業)

【グッドプラクティス賞】 住友電装株式会社 (製造業)
株式会社第三銀行 (金融業)

【イノベーション賞】 株式会社山下組 (建設業)
株式会社ZTV (情報通信業)

【奨励賞】 株式会社石吉組 (建設業・介護業)

○表彰企業の主な取組事例

- ・「働き方改革に取り組む企業間ネットワーク」を構築し、県内企業の働き方改革のリーダーシップをとっています。
- ・社内託児所を設置し、常時利用に加え、休日・祝祭日の一時保育を実施するほか、タブレット支給や機器の導入等によるIT化で業務を効率化するなど、誰もが働きやすい職場づくりに努めています。
- ・介護部門において所定外労働がほとんどなく、連続休暇の計画的取得を実施するなど働き方改革の取組が進み離職者ゼロにつながっています。

④各種セミナー等の開催状況

県では、働き方改革の機運醸成のため、企業経営者等に対して、普及啓発を図っています。また、県の支援を受けた企業が自発的に企業同士の情報交換会や経営者間の勉強会を開催するなど、民間主体の取組にもつながり、全国からも注目を集めています。

○県主催の啓発セミナー

- ・「働き方改革セミナー」(平成29年9月14日)
- ・「ワーク・ライフ・バランス推進サポート事業中間報告会」
(平成29年11月20日)
- ・「働き方改革フォーラム」(平成29年12月12日)
- ・プロフェッショナル人材戦略拠点セミナー「働き方改革セミナー：桑名」
(平成29年12月13日)

○民間主催の自主的セミナー（一部）

- ・百五銀行主催の「働き方改革情報交換会」「働き方改革セミナー」
- ・中小企業家同友会主催の「働き方改革セミナー」
- ・民間の医療・介護事業者主催による医療・介護・福祉事業者対象とした「働き方改革セミナー」

(2) 今後の取組

働き方改革の「第2ステージ」として、県内で進む企業の自走的な取組をさらに地域全体に拡散させます。また、地方創生の観点からも、地域社会全体での働き方改革の推進を若者のU・Iターン就職の促進につなげていきます。

3 ステップアップカフェの運営について

ステップアップカフェ「Cott i菜」は、平成26年12月24日に三重県総合文化センター内の男女共同参画センター「フレンテみえ」1階にオープンしてから3年あまりが経過し、総来店者数は8万5千人（平成30年2月末日現在）を超えました。

(1) 「ステップアップカフェCott i菜3周年祭×こころのバリアフリー推進イベント」について

昨年12月23日には、これまでの感謝の気持ちを込めて、また、スタッフの皆さんの成長を感じていただく場として、「ステップアップカフェCott i菜3周年祭」を開催しました。

「Cott i菜」では、3周年特別メニューをバイキング形式で提供し、約140人が来店しました。このほか、マルシェ（三重県の手づくりブランド「M. I. E（ミー）」をはじめとする県内就労支援事業所等による商品販売、農・林・水福連携事業の紹介）、ヒューマンライブラリー（障がい者との対話：15人参加）などを行いました。

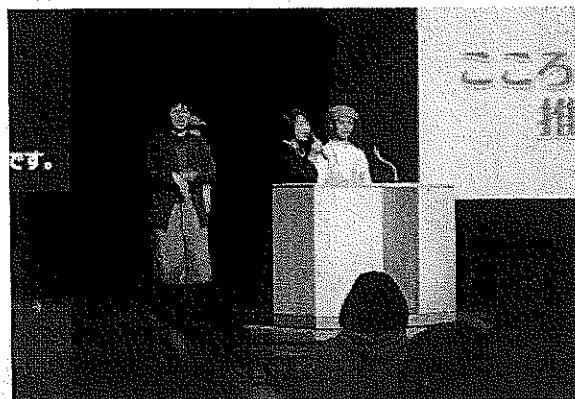
また、障がいに対する理解を深めるための「こころのバリアフリー推進イベント」（健康福祉部主催）と連携して、フォーラム（「Cott i菜」の取組紹介、講演等）や障がい者スポーツ体験（ボッチャ、車いすスラローム等）を開催し、約240人が参加しました。

参加者からは、「障がいのあるスタッフがみんな頑張っている」（Cott i菜特別バイキング）、「生の声を聴くことが最大の理解を得られると痛感した」（ヒューマンライブラリー）などの声をいただきました。

今後も、「Cott i菜」を活用して、障がい者のステップアップはもとより、企業や県民の皆さんに、障がい者が働くことについての理解を深めていただくよう発信し続け、働きたいという思いを持った障がい者が、より多くの企業で、いきいきと働いていただけるよう取り組んでいきます。



Cott i菜特別バイキング



フォーラム（「Cott i菜」の取組紹介）

(5) 首都圏営業拠点「三重テラス」にかかる新成果指標について

首都圏営業拠点「三重テラス」では、運営と取組の成果を評価するため、4つの指標を設け、目標達成に向けた取組を進めるとともに、有識者の意見をいただきながら運営の改善を図ってきました。

平成 30 (2018) 年度から始まる第2ステージでは、第1ステージで積み重ねてきた実績に加え、質的な面においてもステップアップを図ることが必要であることから、新たな成果指標を設けて、さらなる運営改善に取り組めます。

1 第1ステージの成果指標と進捗状況

第1ステージにおける実績は以下のとおりです。(平成 29 (2017) 年度実績は、平成 30 (2018) 年2月末現在の数値)

①来館者数

来館者数は、当初の目標を大きく上回り、平成 30 (2018) 年2月末時点で累計 280 万人を超えました。多くの方が三重テラスに来館されたことで、三重テラスの認知度向上につながりました。

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
目標値	11万人	26.4万人	58万人	59万人	60万人
実績値	27.5万人	56.7万人	67.4万人	74.3万人	61.8万人

②商品開発や販路拡大につながった件数(累計)

三重テラスを活用した新たな商品の提案や首都圏での営業活動の展開等、県内事業者への支援により、商品開発や販路拡大につなげました。

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
目標値(累計)	10件	50件	90件	130件	170件
実績値(累計)	38件	67件	113件	244件	371件

③メディア掲載件数

三重テラスの取組が首都圏メディアで取り上げられたことで、三重の魅力発信につながりました。

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
目標値	30件	30件	30件	30件	30件
実績値	89件	60件	61件	102件	65件

④三重テラスサポート会員数(累計)

三重の応援団などの三重ファンづくりに努めたことで、のべ 13,000 人を超える会員を獲得し、首都圏ネットワークを拡大しました。

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
目標値(累計)	1,350人	4,490人	7,020人	9,585人	12,185人
実績値(累計)	1,359人	4,551人	7,475人	11,071人	13,714人

2 第2ステージの成果指標と考え方

2018年度からの第2ステージの運営では、来館者数の増加など量的な面での実績に加え、来館者にとって、より魅力的な三重テラスとしていくなど質的な面も高めていくことで、さらなるステップアップを図ることが必要と考えています。

そこで、「首都圏営業拠点『三重テラス』総括評価（最終報告）」（平成29（2017）年3月）でお示した、「三重テラスがめざすべき方向性」の実現に向け、新たな成果指標を設定することとします。

（1）三重テラスがめざすべき方向性

三重テラスの基本コンセプト・基本的機能及び第1ステージの運営状況・課題等をふまえた、三重テラスがめざすべき方向性は以下の4つです。

- ①三重テラスのブラッシュアップ
- ②さらなる販路拡大
- ③効果的な情報発信
- ④ネットワークの強化と協創

（2）運営にかかる基本情報

第1ステージの運営において成果指標の一つとしていた「来館者数」については、第2ステージにおいても、運営や成果を上げるためのベースとなる基本情報として、引き続き把握していくこととします。

下表のうち、平成30（2018）年度及び平成31（2019）年度は、「みえ県民カピジョン・第二次行動計画」における県の活動指標として目標設定を行っています。2020年度以降は未設定であるものの、これまで毎年1万人ずつ段階的に増加させていくことを目標設定にあたっての基本的な考え方としてきたことから、2020年度は63万人、2021年度は64万人、2022年度は65万人としています。

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
来館者数	61万人	62万人	63万人	64万人	65万人

（3）新たに設定する成果指標と目標値

三重テラスがめざすべき方向性に基づき、新たな成果指標と目標値を設定します。

○指標① 三重の魅力体験者数（新規）

内容	三重テラス来館者のうち、県産品の購入（ショップレジ客数）、県産食材の飲食（レストラン利用者数）、観光案内の利用やイベントスペースへの入場（2F来館者数）など、三重テラスの利用により、三重の魅力を体験していただいた人数
設定理由	1Fショップでの県産品の購入、1Fレストランでの県産食材の飲食、2F観光案内コーナーでの観光相談やイベントスペースで開催されるイベントへの参加等を通じて、三重のさまざまな魅力に触れていただき、三重への関心を高めていただくことが、三重ファンの獲得・深化、口コミによる情報発信、三重県への観光誘客、県産品の販路拡大などにつながるため。

【目標値】

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
三重の魅力体験者数	17.1万人	17.5万人	17.9万人	18.3万人	18.7万人

(目標設定の考え方)

第1ステージの運営を通じて、「三重テラス来館者に占める三重の魅力体験者の割合」は平均すると27.8%（平成25（2013）年9月から平成29（2017）年11月までの50か月の運営実績から算出）であり、この実績を起点として、魅力体験者の割合を毎年0.2ポイント増加させていくこと、加えて、三重テラス来館者も毎年1万人増加させていくことをめざし、これらを乗算して各年度の目標値を設定しました。

(参考：算出方法)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
来館者数(A)	61万人	62万人	63万人	64万人	65万人
来館者に占める魅力体験者の割合(B)	28.0%	28.2%	28.4%	28.6%	28.8%
三重の魅力体験者数(A×B)	170,800人	174,840人	178,920人	183,040人	187,200人
三重の魅力体験者数 (単位：万人)	17.1万人	17.5万人	17.9万人	18.3万人	18.7万人

○指標② 商品開発・販路拡大件数（累計）（継続）

内容	三重テラスを活用した新たな商品の提案、首都圏での営業活動の展開等により、商品開発や販路拡大につなげることができた件数
設定理由	首都圏における販路拡大や販路開拓の取組は、三重テラスの重要な役割の一つであり、引き続き、県内事業者の意欲的な取組を支援していくため。

【目標値】

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
商品開発・販路拡大件数（累計）	410件 (見込値)	490件	580件	680件	770件	850件
(参考) 単年度の目標値	40件	80件	90件	100件	90件	80件

※目標値は、平成29（2017）年度の実績を確定させたのち再計算します。

(目標設定の考え方)

第1ステージでは、毎年40件の商品開発や販路拡大を目標として取組を進めてきましたが、第2ステージの目標値は、これを大幅に増加させます。

具体的には、首都圏でのさらなる販路拡大や販路開拓を図るため、2020年東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年度をターゲットイヤーとして、同年度にピークが来るよう、各年度の目標値を設定しました。

○指標③ メディア掲載件数（継続）

内容	三重テラスの関連記事が、首都圏のメディア（テレビ、ラジオ、新聞、雑誌）に掲載された件数
設定理由	三重テラスに関する記事が、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌といったメディアに掲載され、首都圏の人々、さらには首都圏を起点として全国の人々に伝わることで、三重の魅力発信や認知度向上につながるため。

【目標値】

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
メディア掲載件数	60件	70件	80件	70件	60件

（目標設定の考え方）

第1ステージでは、毎年30件の掲載を目標として取組を進めてきましたが、第2ステージの目標値は、これを大幅に増加させます。

具体的には、首都圏での情報発信を強化するため、2020年東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年度をターゲットイヤーとして、同年度にピークが来るよう、各年度の目標値を設定しました。

○指標④ 三重ファン連携取組数（累計）（新規）

内容	三重の応援団、応援企業といった三重ファンや県内市町、団体、事業者等と連携した情報発信やイベントの実施等により、三重の魅力発信に取り組んだ件数
設定理由	これまでに構築した三重ファン等とのネットワークを活用し、関係者と連携して三重の魅力発信に取り組んでいくことが、さらなる首都圏ネットワークの強化につながるため。

【目標値】

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
三重ファン連携取組数（累計）	240件	485件	735件	990件	1,250件
（参考）単年度の目標値	240件	245件	250件	255件	260件

（目標設定の考え方）

三重ファンや県内市町、団体、事業者等と連携して2Fイベントスペースにおいて開催するイベントのほか、他県アンテナショップと連携して実施するスタンプラリー、県内事業者と連携して行うショップでの試飲・試食イベント、包括協定を締結している企業や百貨店等からの求めに応じて取り組む店外催事への出展など、5年間で1,250件（年平均250件）の連携取組を進めることをめざし、各年度の目標値を設定しました。

(4) 成果指標以外の指標について

三重テラスの成果を、より大局的な観点から確認していくため、第1ステージと同様に、前述の来館者数のほか、店舗売上、リピーター率といった数値についても把握していきます。

3 今後の三重テラスの運営について

今後も、運営事業者である株式会社アクアプランネットとの定期的な意見交換の実施や、有識者から助言をいただくことにより、三重テラスの運営の改善につなげ、さらに魅力的な営業拠点にしていきます。

<第2ステージにおいて三重テラスがめざしていくこと>

第1ステージ(平成25(2013)年9月~平成29(2017)年度)で積み重ねてきた実績に加え、第2ステージでは質的な面においても、さらなるステップアップを図る

- 第2ステージでは、これまで獲得してきた首都圏における認知度、三重の応援団・応援企業等のネットワーク、販路開拓のノウハウ、首都圏メディアとの関係等を活用するとともに、さらに取組をステップアップしていくことが必要。
- また、お客様に来店していただくだけでなく、魅力的なイベント・商品・メニューやおもてなしにより、お客様の満足度を高めるよう、また来たくなるよう、運営の質を高めることが必要。

「首都圏営業拠点「三重テラス」総括評価(最終報告)」(平成29(2017)年3月)より

第2ステージにおいて
三重テラスがめざすべき
方向性

三重テラスの
フラッシュアップ

(フラッシュアップ項目)

- ・ 体感できる三重テラス
- ・ 往來の変化に応じた集客
- ・ 2階イベントスペースのさらなる活用
- ・ 魅力的な店づくり
- ・ 新メニュー、新商品の開発
- ・ おもてなしの向上
- ・ 国内外からの誘客増のきっかけづくり
- ・ ネットワークによる三重テラスの活用
- ・ 文化の発信、交流拠点

(第1ステージ成果指標)
来館者数

さらなる
販路拡大

(第1ステージ成果指標)
商品開発や販路拡大につながった件数

効果的な
情報発信

(第1ステージ成果指標)
メディア掲載件数

ネットワークの
強化と協創

(第1ステージ成果指標)
三重テラスサポート会員数

【基本コンセプト】

- ①三重の文化にふれてもらうおもてなしの場
- ②三重への旅のきっかけ、準備を提供する場
- ③三重への共感を呼ぶ三重ファンづくりの場
- ④三重県民、県出身者などが「自分ごと」として活用できる場

【基本的機能】

①食を提供する機能

②商品を買っていただく機能

③三重の魅力体験できる機能

④県内への誘客・集客機能

⑤県内企業を支援するトライアル機能

⑥三重に関わる人々を増やしていくネットワーク機能

【来館者数】
(運営にかかる基本情報)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
来館者数	61万人	62万人	63万人	64万人	65万人

(新規)三重の魅力体験者数

〔三重テラス来館者のうち、県産品の購入(ショッピング客数)、県産食材の飲食(レストラン利用者数)、観光案内の利用やイベントスペースへの入場(2F来館者数)など、三重テラスの利用により、三重の魅力を体験していただいた人数〕

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
三重の魅力体験者数	17.1万人	17.5万人	17.9万人	18.3万人	18.7万人

(継続)商品開発・販路拡大件数

〔三重テラスを活用した新たな商品の提案、首都圏での営業活動の展開等により、商品開発や販路拡大につなげることができた件数〕

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
商品開発・販路拡大件数(累計)	410件(見込値)	490件	580件	680件	770件	850件

※目標値は、2017年度の実績を確定させたのち再計算します。

(継続)メディア掲載件数

〔三重テラスの関連記事が、首都圏のメディア(テレビ、ラジオ、新聞、雑誌)に掲載された件数〕

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
メディア掲載件数	60件	70件	80件	70件	60件

(新規)三重ファン連携取組数

〔三重の応援団、応援企業といった三重ファンや県内市町、団体、事業者等と連携した情報発信やイベントの実施等により、三重の魅力発信に取り組んだ件数〕

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
三重ファン連携取組数(累計)	240件	485件	735件	990件	1,250件

【期待される効果】

三重テラスを訪れた人々が、三重の魅力に魅了され、三重に行ってみたくなる

三重テラスをきっかけとして、県内事業者による新商品開発や販路拡大の取組が進展する

首都圏発の情報発信や拡散された情報が、観光誘客や販路拡大につながる

さらなるネットワークの強化と協創が、コアな三重ファンの拡大につながる

首都圏営業拠点「三重テラス」が、首都圏の人々が三重に旅行する際の「入口」となるとともに、県内事業者が首都圏に向けて販路拡大を図る際の「出口」となる



MIE TERRACE

三重テラスの運営状況について（12月～2月）

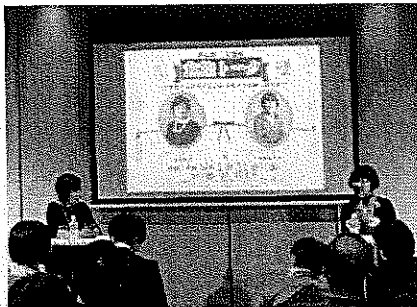
- ・ オープン以来の来館者数累計は、平成30年2月末現在で2,877,139人です。
- ・ ショップ、レストラン、イベントスペースにおいて、三重の旬の魅力や季節行事・イベントに対応した情報を発信し、三重への誘客や販路拡大につながる取組を展開しています。

TOPICS

三重県×富山県 食旅トーク ～日本橋から発信する日本の豊かな伝統・食文化～

三重県と富山県が連携し、食材の宝庫と言われる両県の食の魅力を発信するイベントを1月31日に三重テラスにて開催しました。

第1弾は、三重テラスクリエイティブディレクターの生駒芳子さんと日本橋とやま館アドバイザーの玉田泉さんによるトークイベントのほか、両県の日本酒を味わえる交流会を行いました。〔54名参加〕



トークイベント



日本酒飲み比べ

イベントスペース



○ついで「国宝へ！専修寺 御影堂・如来堂」
（11月30日～12月1日）

➢平成29年11月に国宝に指定された、専修寺 御影堂・如来堂のパネル展や専修寺広報担当によるトーク、紙芝居上演のほか、地域ブランド「一身田印」の商品を販売。〔282名来場〕



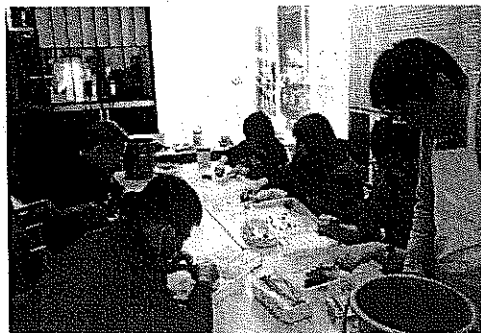
○南伊勢大学 in 三重テラス
（12月15日、1月24日）

➢南伊勢町生まれの江戸時代の偉人・河村瑞賢の生誕400年を記念してシリーズで開講し、瑞賢の魅力はもとより、町の魅力を地元の方々から講師となって生の声で紹介。〔70名参加〕



○第9回伊賀流手裏剣打選手権大会
東京予選（12月17日）

➢第9回目を迎える手裏剣打選手権大会の本選（3月11日開催予定）出場に向けて全国7会場で行われる予選のうち、東京予選を開催。〔80名来場〕



○那智黒石フェア（1月20日～21日）

➢基石としても用いられる那智黒石の産出地である熊野市と宮崎県の日向はまぐり基石まつり実行委員会が連携し、那智黒石の製品展示、アクセサリー作りやホットストーンセラピーの体験並びにはまぐり基石・樞基盤展示、特産品の試食を実施。〔350名来場〕



○四日市STYLE「“BANKO 300th”
～萬古焼の魅力～」（2月2日～3日）

➢平成30年の萬古焼創始者沼波弄山翁の生誕300年を機に実施する“BANKO 300th”事業や、萬古焼絵付け体験講座、かぶせ茶や和菓子の試飲試食等により萬古焼の魅力を紹介。〔500名来場〕



○東京×三重 働く女性のネットワーク
交流会 in 三重テラス（2月17日）

➢「女性リーダー」「起業家」「イノベーター」など、様々なフィールドで活躍する三重の働く女子たちが、自身の取組や挑戦についてプレゼンテーションを行い、参加者と交流。〔40名参加〕

TOPICS

ショップ

【12月】

- ▶ しめ縄、練り物、丸餅など迎春商品の陳列と正月向けの店頭ディスプレイによる販売訴求
- ▶ 「ありがとう！お伊勢さん菓子博2017」として、赤福茶屋でのおもてなしや赤福餅の特別販売を実施(12/26～12/28)

【1月】

- ▶ 真珠漬け、磯笛あわび、まるもち、縁起あめなど年始祝賀を感じさせる商品の陳列と店頭ディスプレイによる販売訴求
- ▶ 年始における、オリジナル福袋の販売(5千円と3千円を用意)

【2月】

- ▶ 桜をモチーフに和菓子、洋菓子、日本酒、春を感じさせる色合いの工芸品など春の季節商品をピックアップしてディスプレイ展開
- ▶ 春の売れ筋商品である「生あおさ」を販売開始



春を先取りした店頭ディスプレイ



赤福茶屋の様子



「ダンデライオン・チョコレート」コラボドルチェ

レストラン

【12月】

- ▶ この時期にしか味わえない冬メニューへ変更
- ▶ 米・サンフランシスコ発「ダンデライオン・チョコレート」とのコラボによるドルチェメニューを提供開始
- ▶ クリスマス限定のスペシャルコースを提供(12/18～12/25)

【1月】

- ▶ 昨年に引き続き、日本橋三越での初売り福袋で「三重テラス食事券」を販売(100枚完売)
- ▶ ランチの新作メニュー「松阪牛の土鍋ハンバーグ」を数量限定で提供開始
- ▶ 三重ブランド「あおりふぐ」をシェフ考案の料理で提供開始

【2月】

- ▶ 宮城・三重・広島3県のアンテナショップの連携により、地酒とおつまみの飲み比べ・食べ比べ企画イベント「ふるさと三味 味覚めぐり」を開催
- ▶ 「ダンデライオン・チョコレート」とのコラボによるカフェメニューを提供開始

DATA

1. 来館者状況

(単位:人)

	25年度計	26年度計	27年度計	28年度計	29年度計 (4~2月)	累計
ショップ	227,655	480,839	569,942	628,545	511,712	2,418,693
レストラン	17,033	34,317	30,581	31,748	27,138	140,817
イベントスペース	30,555	51,365	73,733	82,781	79,195	317,629
合計	275,243	566,521	674,256	743,074	618,045	2,877,139
一日当たり平均	1,521	1,569	1,852	2,047	1,867	1,798

2. 売上状況

(税込・単位:千円)

	25年度計	26年度計	27年度計	28年度計	29年度計 (4~2月)	累計
ショップ	60,616	103,695	142,438	149,547	125,629	581,926
レストラン	46,030	96,513	106,107	114,137	93,317	456,105
合計	106,646	200,208	248,546	263,684	218,946	1,038,030
一日当たり平均	589	555	683	726	661	649

* 数値は速報値であり、今後修正が生じる可能性があります。

* 端数処理の関係上、合計が一致しない部分があります。

(6) 中小企業・小規模企業の振興について

中小企業・小規模企業の振興については、国際競争の激化や人口減少社会の到来など時代の変化に対応した支援を迅速かつ的確に実施することを目的に平成26年4月に施行した「三重県中小企業・小規模企業振興条例」(以下「条例」と言います。)に基づき、地域の実情や企業の特徴等を生かした県内中小企業・小規模企業の振興に取り組んでいるところです。

条例に基づき創設した「三重県版経営向上計画」認定制度の取組状況及び喫緊の課題である事業承継支援の方向性は次のとおりです。

1 三重県版経営向上計画(条例第16条関係)

(1) 取組状況

(ア) 認定実績

三重県版経営向上計画は、県内中小企業・小規模企業の挑戦を後押しするため、発展段階(ステップ1からステップ3)に応じて、経営の向上にかかる計画を県が認定する独自の制度であり、平成30年2月末現在において1,099件(累計)の計画を認定しました。

【三重県版経営向上計画認定件数】 (平成30年2月末現在)

区 分	認 定 件 数			
	ステップ1	ステップ2	ステップ3	計
平成26年度	52件	105件	9件	166件(74件)
平成27年度	48件	234件	11件	293件(190件)
平成28年度	48件	338件	6件	392件(271件)
平成29年度	31件	213件	4件	248件(248件)
合 計	179件	890件	30件	1,099件

※「計」欄の()内は、各年度2月末時点の件数

(イ) フォローアップ調査の実施

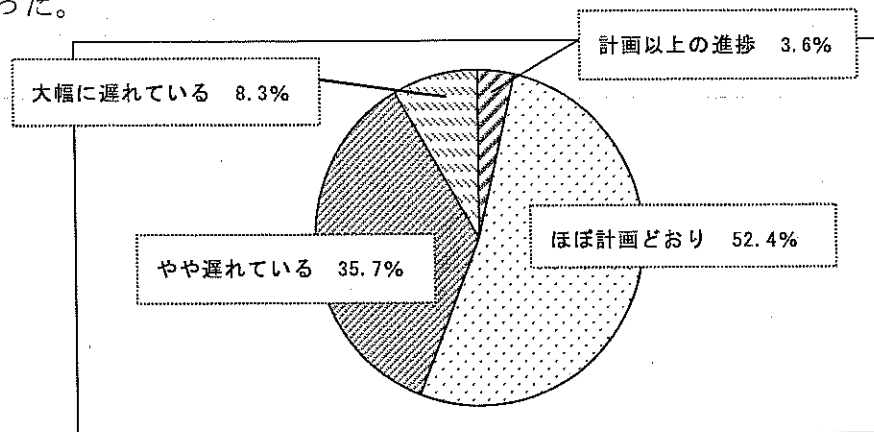
「三重県版経営向上計画」認定企業の経営状況や計画の進捗状況、企業の意見等を把握し、認定制度について評価・検証を行うため、平成27年度認定企業を対象としたフォローアップ調査を実施しました。

主な調査結果は、次ページのとおりです。

【主な調査結果】（対象企業287社、回答企業195社、回収率67.9%）

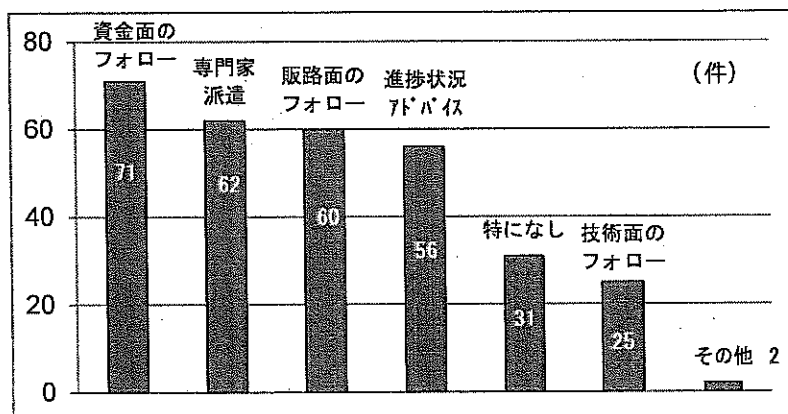
① 三重県版経営向上計画の進捗状況（n=168）

・「計画以上」「ほぼ計画どおり」は計56%、「遅れている」は計44%であった。



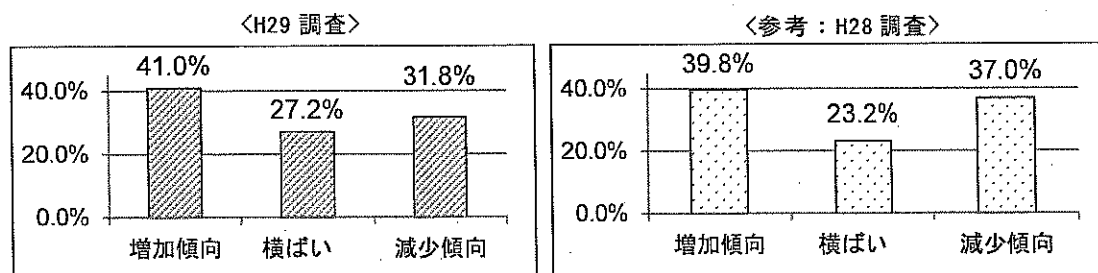
② 認定後のフォローアップ支援として期待する事項（n=171, 複数回答）

・「資金面のフォロー」「専門家派遣」「販路面のフォロー」の順に、フォローアップへの期待が大きい。

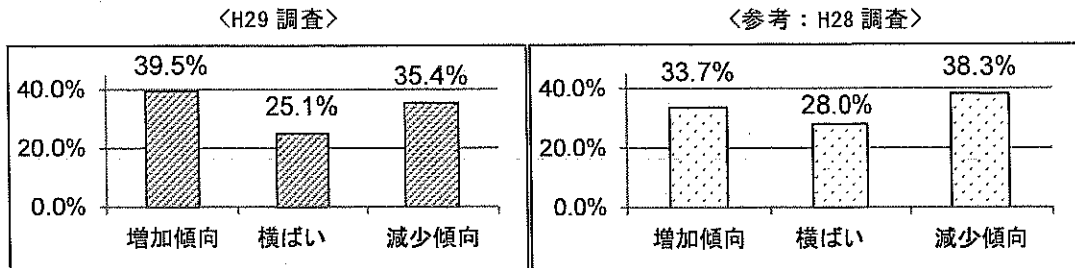


③ 「売上高」について、直近期末とその1期前を比較した状況（n=195）

・増加傾向は41.0%、横ばい27.2%、減少傾向31.8%であった。
 ・対象企業、年度が異なるものの、前回調査に比べ増加傾向は1.2%増。



- ④「営業利益」について、直近期末とその1期前を比較した状況(n=195)
- ・増加傾向は39.5%、横ばい25.1%、減少傾向35.4%であった。
 - ・対象企業、年度が異なるものの、前回調査に比べ増加傾向は5.8%増。



(2) 今後の取組方針

フォローアップ調査の結果から、中小企業・小規模企業の経営向上に向けた必要な支援の方向性が改めて明らかになりました。平成30年度においては、商工団体の経営指導員等による計画の進捗状況へのアドバイスや専門家派遣等による実行支援を強化していきます。

一方、累計認定件数は1千件を超えたもののステップ3の認定件数は全体の約3% (30件) に留まることから、ステップ2からステップ3への展開を後押しするため、支援策の拡充及び審査方法の見直しを行います。

① 支援策の拡充

ステップ3の認定企業を対象に、新たに平成30年度から3年間、三重県中小企業融資制度の貸付利率の低減措置(▲0.4%)を実施し、ステップ3へのステップアップを促進します。

- ア 小規模事業資金(みえ経営向上支援扱い)〔小規模事業者向け〕
 現行利率 1.4% → 1.0% (当初3年間の低減)
 ※利子補給補助実施市町では、事業者の金利負担ゼロの場合も
 有り。<8市町(平成29年度)補助率0.16%~1.00%>

- イ みえ経営向上支援資金
 現行利率 1.4% → 1.0% (当初3年間の低減)

② 審査方法の見直し

ステップ3の認定については、これまで月1回の頻度で外部審査委員による審査会を開催し、事業計画を審査することで、認定基準に適合するかどうかを判断してきました。

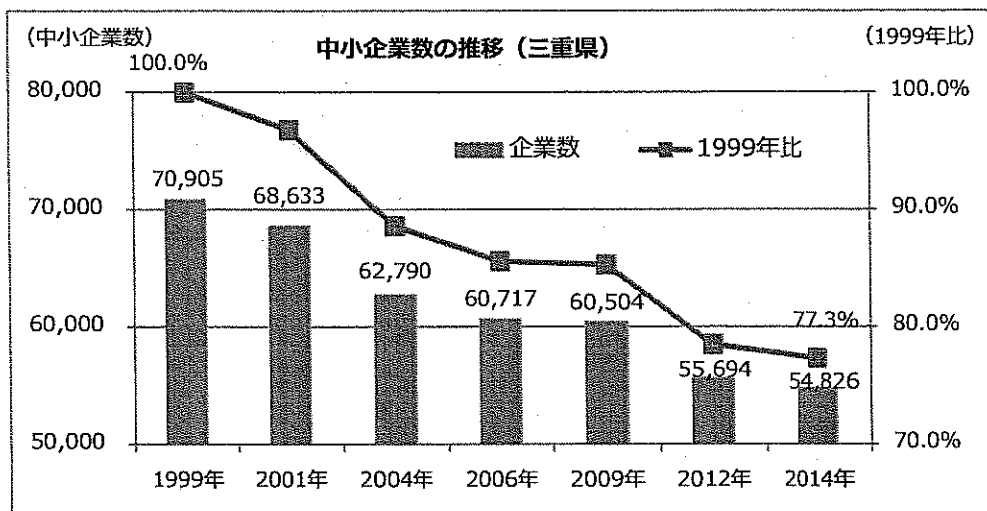
平成30年度からは、申請の都度、随時審査を行えるよう、経営革新計画の審査方法に準じて、外部有識者の意見書等をもって審査することで、審査事項の標準化及び審査期間の短縮を図り、ステップ3へのステップアップを促進します。

2 事業承継の支援（条例第20条関係）

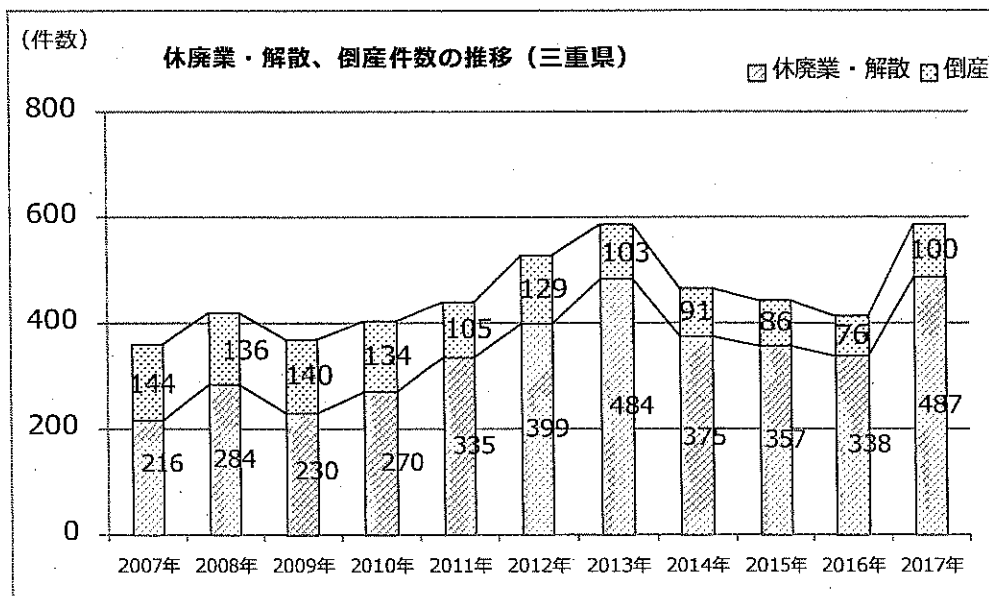
（1）現状と課題

県内中小企業・小規模企業は1999年以降の15年間で約1万6千者減少するとともに、経営者の高齢化や後継者難等が大きな要因である休廃業・解散件数（487件）は、倒産件数（100件）の4.8倍にのぼっています。

また、県内経営者の平均年齢は58.3歳（2017年）となるなど経営者の高齢化が進展し、2020年頃には団塊世代の経営者の大量引退が見込まれることから、事業承継は喫緊の課題となっています。



出典：中小企業白書



出典：（株）東京商工リサーチ「休廃業・解散企業」動向調査（2018年1月）

（株）東京商工リサーチが保有する企業データベースから休廃業・解散が判明した企業を抽出。「倒産件数」は、負債総額1千万円以上を集計。

(2) 取組状況

- ・商工団体や金融機関、士業等専門家の民間機関、また国・県等の公的機関からなる「三重県事業承継ネットワーク」（事務局：（公財）三重県産業支援センター）を平成29年8月に組成しました。このネットワークでは、経営者の気付きを含めた事業承継ニーズの掘り起こしや、早期かつ計画的な事業承継準備促進のため「事業承継診断」に取り組み、平成30年1月末時点で1,072件（年度目標720件）の診断を実施しました。
- ・概ね10年先を見据えつつ平成29（2017）年度から2021年度までの5年間を集中取組期間と定め、「三重県事業承継ネットワーク」における事業承継支援の方向性や関係機関との連携体制を示す「三重県事業承継支援方針（案）」（別冊3。概要は別紙1参照）の策定を進めてきました。
- ・中小企業経営承継円滑化法に基づく事業承継税制（相続税・贈与税の納税猶予）及び金融支援に関する認定事務が、平成29年4月1日より国から県へ移譲されました。本県では、平成30年2月末時点で事業承継税制5件（相続税3件、贈与税2件）の認定を行いました。

(3) 今後の取組方針

平成30年度においては、「三重県事業承継支援方針」（平成30年3月策定予定）に基づき、三重県の中小企業・小規模企業の円滑な事業承継に向け、経営者が事業承継に向けた早期準備の必要性を認識する「プレ承継」、事業承継計画の作成等の環境整備を行う「事業承継」、事業承継を契機として後継者が経営革新を進める「ポスト承継」の各段階に応じたきめ細かな支援を一連の政策パッケージ（別紙2参照）として、「三重県事業承継ネットワーク」を核に、各支援機関と連携しながら総合的・集中的に取り組めます。

- ◆ **策定趣旨** 三重県事業承継ネットワークにおける事業承継支援の方向性や関係機関との連携体制を示す。
- ◆ **位置付け** 三重県中小企業・小規模企業振興条例（H26.4施行）に基づき、中小企業庁「事業承継ガイドライン」（H28.12）等に準拠した支援の推進。
- ◆ **対象期間** 概ね10年先を見据えつつ、H29（2017）年度から2021年度までの5年間を集中取組期間とする。（必要に応じて見直す）

第1章 三重県における事業承継の現状と課題

1 事業承継を取り巻く現状(P.3~9)

(1) 中小企業数の減少

- ・県内の中小企業数の減少 70,905者（1999年）→54,826者（2014年）
- ・休廃業・解散件数の増加 休廃業・解散件数487件、倒産件数100件（2017年）

(2) 経営者の急速な高齢化

- ・中小企業経営者の年齢のピークは66歳（2015年）⇔平均引退年齢は67~70歳程度。
- ・県内企業の経営者の平均年齢 53.9歳（1990年）→58.3歳（2017年）

(3) 後継者難による廃業の可能性

- ・廃業を検討している企業の4割超は、後継者難が理由（三重県事業承継NWアンケート）

(4) 進んでいない事業承継の準備

- ・「まだ何も取り組んでいない」(28.1%)、「少し取り組んでいる」(40.2%)（同上）

(5) 事業承継による若返りで投資が拡大

- ・若い経営者層では、売上が増加する傾向（全国）

(6) 放置すると地域経済に多大な影響あり

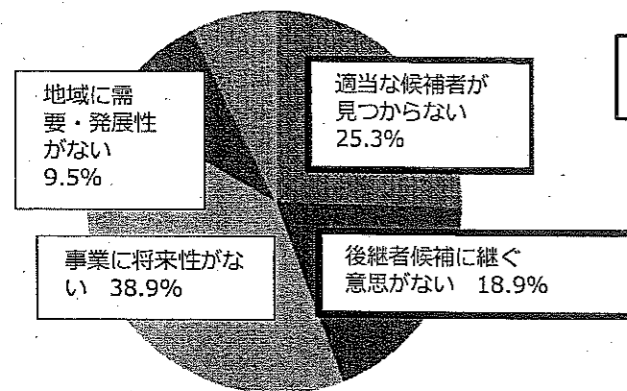
- ・このまま事業承継問題を放置すると、廃業の急増により2025年頃までの10年間累計で、三重県では雇用が約8.3万人損失、GDPが約3,300億円損失と推計

2 事業承継に向けた支援の必要性(P.10)

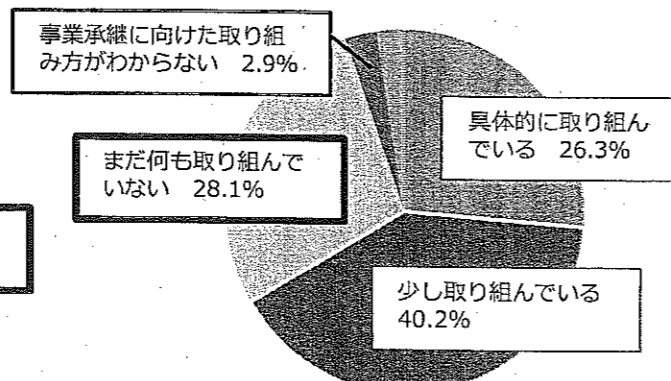
- ・「三重県内中小企業の事業承継に関するアンケート調査」の結果、支援機関への支援ニーズの状況や事業承継支援策に関する認知度の低さ等が判明

<三重県内中小企業の事業承継に関するアンケート調査結果(H30.1)より>

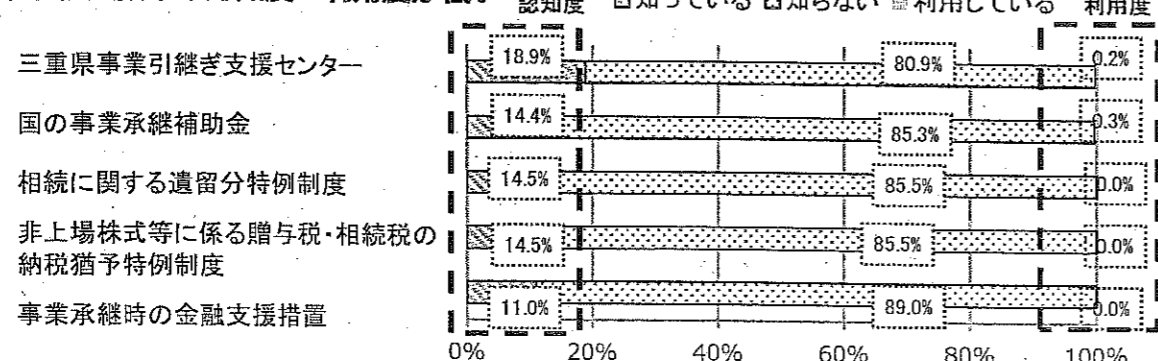
① 廃業検討企業の4割超が、後継者難が理由



② 事業承継に向けて、「何も取り組んでいない」28.1%



③ 事業承継支援策の認知度・利用度が低い



第2章 円滑な事業承継に向けた今後の取組の方向性

1 基本的な考え方(P.11)

- ・国、県、三重県産業支援センター、商工団体、金融機関、専門家等による「三重県事業承継ネットワーク」を核とした、各段階(プレ承継支援-事業承継支援-ポスト承継支援)に応じたきめ細かな支援の実施

2 事業承継における段階別支援の方針(P.11~13)

(1) プレ承継支援 - 「経営者の早期準備に向けた対話の促進」 -

- ・事業承継に向けた早期準備の必要性を認識してもらうため、「事業承継診断」や「三重県版経営向上計画」の作成支援等を通じた対話促進、セミナー開催等による働きかけ強化

(2) 事業承継支援 - 「後継者が継ぎたくなる環境の整備」 -

- ① 経営向上や経営の「見える化」を通じた承継環境の整備
承継に向けた具体的なアクションプランとなる「事業承継計画」策定や条例に基づく「三重県版経営向上計画」、業績が悪化した中小企業に対する「事業再生計画」の策定支援等の取組を促進
- ② 後継者マッチング
事業引継ぎ支援センターや金融機関等によるM&A等のマッチング支援、移住希望者と後継者不在企業とのマッチング支援、市町等における創業希望者への情報提供など、多様なチャンネルをフル活用した後継者マッチング支援の強化
- ③ 融資・税制活用の促進
事業承継にかかる公的融資制度や事業承継税制等の支援策の周知を強化し、その活用を促進
- ④ 専門家による課題解決
ネットワークとして、県内各地域できめ細かな事業承継支援を展開できるよう、様々な課題に対応できる専門家チームの編成・派遣

(3) ポスト承継支援 - 「経営革新による成長・発展」 -

- ① 事業承継を契機とした経営革新
新事業創出にかかる経営革新計画の策定支援や、支援機関・民間企業等の連携によるサポートチームによる伴走型支援、国補助金の活用促進等の取組の強化
- ② プロフェッショナル人材の活用
次世代の経営者として必要な先見性を養うセミナーの開催や若い経営者・後継者との交流会の開催、プロフェッショナル人材のマッチング等、人材育成・活用の取組強化

3 三重県事業承継ネットワークによる推進体制(P.14~19)

(1) 三重県事業承継ネットワークの構築

(2) 参加機関及び各機関に期待される役割

(3) ネットワークの取組(事務局の役割等)

- ① 事業承継診断の実施・・・5年間で3,600件
- ② 適切な支援機関・専門家への「つなぎ」・・・専門家派遣等
- ③ 事業承継支援力の向上・・・支援機関向け研修会・セミナー開催等
- ④ 広報活動・・・成功事例(M&A含む)の発信、ポータルサイト、セミナー開催
- ⑤ 事業承継フォーラム(仮称)の開催・・・オール三重で取り組む「大きな運動」の展開
- ⑥ 連絡会議の開催・・・支援状況、支援事例の共有等

4 オール三重体制による集中取組(政策パッケージ)(P.19~20)

「プレ承継」「事業承継」「ポスト承継」の段階別な取組を記載

【参考資料】

- ・事業承継診断ヒアリングシート【資料1】
- ・三重県内中小企業の事業承継に関するアンケート調査結果概要【資料2】
- ・事業承継関連施策等フローチャート(中小機構事業承継支援マニュアルより)【資料3】

- 「三重県事業承継支援方針（H30.3策定予定）」に基づき、国、県、三重県産業支援センター、商工団体、金融機関、専門家等のオール三重体制による「三重県事業承継ネットワーク」を核として、関係機関の連携により総合的・集中的に取組を展開(平成29(2017)年度～2021年度の5年間)
- 【プレ承継、事業承継、ポスト承継の各段階に応じたきめ細かな支援】

経営者の早期準備に向けた対話の促進

プレ承継

早期準備の認識を促す事業承継診断や支援機関、経営者・後継者との対話等を促進し、事業承継に向けた準備のきっかけづくりを提供

後継者が継ぎたくなる環境の整備

事業承継

経営向上や「事業承継計画」の作成、後継者マッチング(M&A等)の強化、株式・事業用資産等の承継資金の供給、税制活用を促進

経営革新による成長・発展

ポスト承継

承継後の後継者による再成長に向けた経営革新、人材育成・プロ人材の活用等を強化

< 平成30年度における事業承継支援に関する政策パッケージ >

プレ承継

事業承継

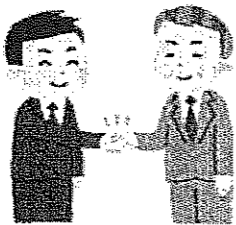
ポスト承継

(新) 事業承継支援総合対策事業 14,746千円 [県]

県内の中小企業・小規模企業が減少し、経営者の高齢化が進む中、後継者難による廃業を防止し、地域経済の維持・発展を図るため、関係機関が連携して、早期・計画的な事業承継の準備、円滑な事業承継の実施、後継者による経営革新等への挑戦を促進するなど、プレ承継・事業承継・ポスト承継の各段階に応じたきめ細かな支援を総合的・集中的に実施します。

経営者の「気付き」

- ① 三重県事業承継ネットワーク運営事業 4,689千円
「三重県事業承継ネットワーク」の運営支援、事業承継診断、専門家へのつなぎ、成功事例(第三者承継含む)等の普及・広報、支援機関向け研修、連携強化



承継に向けた準備

融資・税制

- ② 三重県中小企業融資制度「事業承継支援資金」創設 2,342千円
事業承継に伴う株式・事業用資産の取得等の低利融資(利子補給、保証料補助)
- 中小企業経営承継円滑法(事業承継税制等)認定窓口設置
・非上場株式等の相続・贈与にかかる相続税、贈与税の納税猶予
・日本政策金融公庫の低利融資、信用保証の特例(別枠化)

後継者マッチング

- ③ 移住支援との連携事業 255千円
都市圏の移住希望者と後継者不在企業とのマッチングを進めるため、「ええとこやんか 三重 移住相談センター」等関係機関と連携し、セミナー・相談会を開催

三重県事業引継ぎ支援センター [三重県産業支援センター]
後継者不在企業の課題解決の助言、事業承継計画の策定支援、M&A、マッチングなど事業引継ぎに関する相談窓口の設置

金融機関等によるマッチング、ファンドによる資金提供 [民間]

専門家派遣

- プッシュ型事業承継支援高度化事業 [国H29補正予算、20億円]
専門家(弁護士、税理士、中小企業診断士等)チームによる集中支援
- ミラサポ等を活用した専門家派遣 [国]

再成長

再成長支援

- ④ MIE創業・事業承継ネクストステージ支援事業 7,460千円
創業・事業承継後の初期段階にある事業者を対象として、金融機関等との連携のもと、成長・安定化に向けた伴走型支援を実施

補助金

事業承継補助金 [国H29補正予算、30億円]
事業承継をきっかけとした経営革新(ベンチャー型事業承継)や事業転換、再編・事業統合を対象とした補助金

人材育成・活用

- スタートアップ支援事業(のうちMIEグローバル・スタートアップカフェ事業) 1,589千円 [県]
次世代の経営者の成長に向けた講習会、交流会等を開催
- プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業 29,986千円 [県]
経営課題の解決のため必要となるプロフェッショナル人材をマッチング

経営革新計画

経営革新計画の承認 [県]
・新事業創出など経営革新計画の承認、金融支援等

対話の促進・磨き上げ

- 経営向上ステップアップ促進事業(三重県版経営向上計画の認定) 14,968千円 [県]
・事業承継に向けた経営の磨き上げ(プレ承継)、事業承継の実施、承継後の経営向上(ポスト承継)等、三重県版経営向上計画の作成支援・フォローアップ

(7) 観光振興について

1 国内誘客の取組

(1) 「観光三重」サイトの優位性を生かしたWebプロモーション

三重県観光連盟の公式サイト「観光三重」が、(公社)日本観光振興協会が発表した2017年の「都道府県公式観光情報サイト閲覧者数ランキング」で、「PCからの閲覧者数」が全国5位、「スマートフォンからの閲覧者数」が全国3位となりました。

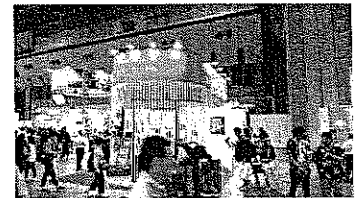
こうした「観光三重」の優位性を生かし、近年の「旅行先の情報収集から予約までを全てWebで行う個人旅行者」の増加に対応するため、閲覧者データの解析に基づく「タビナカ」コンテンツの磨き上げや、ターゲットを絞り込んだSNS等による情報発信など、戦略的なWebプロモーションを展開します。

(2) 大都市圏からの誘客

(ア) 首都圏からの誘客

来訪者の約8割が宿泊する首都圏については、JR東海や近鉄と連携し、女性層、ファミリー層などターゲットを絞った旅行商品の造成等に取り組むとともに、多様な伊勢志摩の魅力を発信し、旅行商品の販売促進につなげるためのイベントを実施するなどのプロモーションに取り組んでいます。

平成30年度は、交通事業者との連携プロジェクトを継続・発展させるとともに、世界最大級の旅の祭典「ツーリズム EXPO ジャパン 2018」への出展や、首都圏メディアを効果的に活用したプロモーションを展開し、本県への宿泊を促進します。



(ツーリズム EXPO ジャパン 2017)

(イ) 関西圏からの誘客

県内宿泊客の約4割を占める関西圏については、ネット系宿泊予約サイトを活用した宿泊促進プロモーションを展開し、性別・年代別の中で、最も宿泊旅行実施率の高い20代・30代の女性をターゲットに、2月から3月にかけて本県の強みである「食」と「温泉」の魅力を発信し、宿泊者の増加に向け取り組んでいます。

平成30年度は、30代・40代のファミリー層をターゲットに、夏休みに親子で楽しめる体験コンテンツを磨き上げ、旅行需要を喚起するとともに、幅広い関係者と連携し、年間を通じたプロモーションに取り組み、リピート率・連泊率の向上につなげます。

(ウ) 北海道からの誘客

松浦武四郎生誕 200 年、北海道命名 150 年の節目の年であり、北海道では本県への関心が高まっているとともに、県内周遊や連泊も期待できることから、道内旅行会社に対し、旅行商品造成に向けたセールス活動を展開しています。また、「北海道旅行博」(2月24日・25日)では、松阪市をはじめ関係市等と共同出展し、三重県ツアー商品の販売促進を行いました。

平成 30 年度は、「松浦武四郎」や「伊勢神宮」を前面に打ち出した旅行商品の造成、北海道発祥のパークゴルフを活用した相互送客の取組等の実現に向け、道内旅行会社および北海道庁との連携を図ります。

2 国内外への魅力創出に向けた取組

(1) 宿泊業における働き方改革の推進

国内の観光産業は、今後もインバウンド需要の増加で市場拡大が予想される中、その受け皿となる宿泊施設の人手不足が深刻化しつつあります。

多くの宿泊施設では、労働時間が他の業種より長く、休暇が取得しづらいといった課題があり、従業員の満足度低下や、宿泊業が魅力ある職業として選ばれにくい状況が続いています。

このため、平成 30 年度から宿泊業における働き方改革を推進し、宿泊施設における生産性向上に資するモデル取組を創出するとともに、その取組を県内に広げるなど、発地での効果的なプロモーションと一体的な取組として展開します。

(2) クルーズ船寄港時における受入体制の充実強化

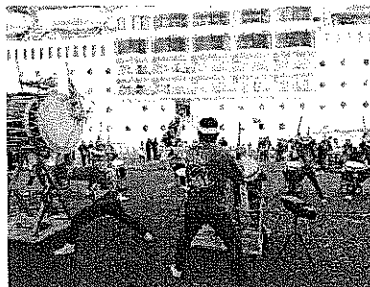
本年 1 月 2 日、イタリア客船の「コスタ ネオロマンチカ」が四日市港に初寄港し、約 1,500 人の乗船客(うち外国人は約 320 人)のうち、県内のオプションツアーには 300 名を超える方が参加しました。

当日は、歓迎セレモニーのほか、観光案内、近鉄四日市駅への連絡バスの運行、岸壁での特産品販売やふるまいなどのおもてなしを実施しました。また、外国客船初寄港への関心も高く、港への一般来場者数は約 4,400 人に上りました。

また、受入対応時の課題を解決するため、クルーズ船の受入体制の充実・強化に向けた協議会を 4 月に設立します。



(初寄港・歓迎式典)



(歓迎行事・諏訪太鼓)



(ブースでの観光案内)

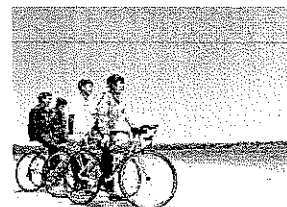
(3) 地域DMO等の支援

昨年11月に観光庁の「日本版DMO候補法人」に登録された三重県観光連盟が、全県DMOとして、「地域DMO等観光地域地域づくりを行う団体・事業者をサポートする役割」を担い、「マーケティングデータの分析・提供機能」及び「広域プロモーション機能」を継続的に発揮できるよう支援しています。

今年度、全県DMOの推進事業として実施している「デジタルマーケティング・サポート事業」の成果と課題を踏まえ、地域DMO等が行う「効果的なターゲティング」や「体験メニューの磨き上げ」等を支援するとともに、マーケティング人材の育成に取り組みます。



(スタンドアップパドル・
㈱Verde 大台ツーリズム)



(サイクリングツアー・
（一社）志摩スポーツコミッション)

3 インバウンド誘致

(1) SNSを通じた情報発信の推進

訪日旅行において個人旅行者（FIT）の割合が急速に増加する中、特にSNSが個人旅行者の主な旅行情報の収集源となっていることから、三重県では、昨年6月からInstagramを活用し、三重県の旬の観光の魅力発信を行っており、2月末時点で、6,000人以上のフォロワー数となっています。

また、こうした県のアカウントからの情報発信だけでなく、県内や旅行者からの発信も行われるようになってきており、これまでに「#visitmie」をつけた投稿が、3,500件以上となりました。

今後、SNSキャンペーンの実施等を通じて、旅行者自身の投稿を促進することで、より効果的な三重県観光の魅力発信に取り組んでいきます。

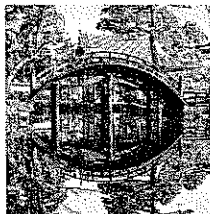
《visitmie 投稿画像 いいね数ベスト5》



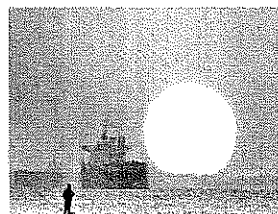
(1位 なばなの里
イルミネーション)



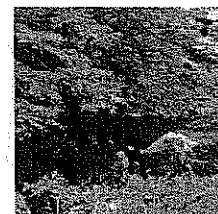
(2位 いちよう並木
の紅葉 伊勢神宮付近)



(3位 金剛證寺)



(4位 初日の出 太平洋
(四日市市楠町磯津漁港))



(5位 河内溪谷の紅葉)

(2) 台湾との観光交流の拡大

台湾については、平成 25 年度に県内で「日台観光サミット」が開催されたことをきっかけに、台湾との観光交流の拡大に取り組んでいます。この取組の一つとして、県教育委員会、学校、市町等と連携しながら、教育旅行の受入れを進めており、平成 29 年度は、12 校 270 名以上の方に来県いただきました。

また、3 月には、台湾観光局関係者等との関係の強化及び三重県の認知度の向上を図るため、東紀州地域等と連携して、台湾嘉義県でのランタンフェスティバルに出展し、三重県の観光 P R を行いました。

平成 30 年度は、「日台観光サミット」の三重県開催から、5 年目を迎えることから、台湾の個人旅行 (F I T) 化の動きを踏まえて、W e b による情報発信の強化等の取り組みを進めていきます。



(農家民泊体験・交流)



(台湾 ランタンフェスティバル)



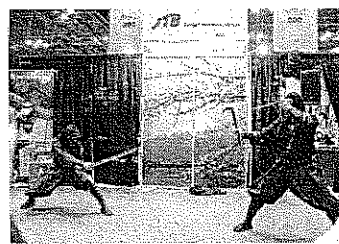
(3) 米国における旅行博出展等

米国から三重県への誘客を図るため、1 月 26 日から 28 日にニューヨークで開催された東海岸最大の旅行博に県として初めて出展し、日本政府観光局 (J N T O) と連携しながら、伊賀流忍者によるステージなど、米国で認知度の高い忍者を切り口とした三重県の観光情報発信等を行いました。この旅行博における訪日プロモーションの様子は、現地メディアだけでなく日本国内でも多く報道され、特に日本を代表するコンテンツとして忍者が中心的に取り上げられました。また、29 日と 30 日には、現地旅行会社へのセールスコールも行いました。こうした現地 P R の結果、米国の旅行会社から、忍者、海女等を旅行行程に組み込みたいとの問い合わせがあり、2 月下旬に現地視察のため来県いただいたところです。

引き続き、J N T O とも連携しながら、三重県を含む旅行商品の造成に向けて取り組んでいきます。



(三重県 P R ブース)



(伊賀流忍者によるパフォーマンス)



(4) ゴルフツーリズムの推進

三重県では、ゴルフを切り口として、海外からの観光誘客を図るため、他地域に先駆けて、ゴルフ場及び観光施設等との連携のもと、ゴルフツーリズムの推進に取り組んでいます。その取組の一環として、海外の商談会に出展するなど情報発信に取り組んできました。また、ゴルフツーリズム先進国であるタイとの交流を行い、昨年5月には、タイからの交流ゴルフツアー135名の受入れを行ったところであり、本年5月にも来県いただく予定です。

今年10月には、英国に本拠をおく国際ゴルフツアーオペレーター協会（IAGTO）の主催による「日本ゴルフツーリズムコンベンション（JGTC）」が日本で初めて三重県で開催され、欧米豪を中心に世界からゴルフツアーを取り扱う旅行会社が参加する見込みです。この機会を生かし、県内の観光の魅力をPRすることで、ゴルフを核とした富裕層や欧米からの誘客を進めていきます。

4 国際会議等MICE誘致

(1) 「第48回日本心臓血管外科学会学術総会」開催結果

2月19日から21日までの3日間「第48回日本心臓血管外科学会学術総会」が三重県総合文化センターで開催されました。全国の心臓血管外科医約2千人が一堂に会し、心臓血管疾患に関する治療実績の向上に向け活発な討論が行われました。

「国立大学法人三重大学と三重県との国際会議の誘致に関する協定」（平成28年11月22日締結）に基づき、開催期間中、三重県・津市・津市観光協会が協力し、会場内にブースを設け観光案内も行いました。

今回の学会では、主催者のご配慮もあり、ランチにはうなぎ弁当が、夜のレセプションでは、伊勢えびやアワビ、松阪牛など三重の食材をふんだんに使った料理が提供され、県外からの参加者に楽しんでいただきました。

また、平成30年は、6月に志摩市での開催が予定されている「第16回日ASEAN次官級交通政策会合」など、既に14件の開催が見込まれています。

引き続き、県内主催者が国際会議を開催しやすい環境づくりや、セールス活動による県外関係者主催会議の誘致に取り組めます。



(講演)



(会場内の様子)



(観光案内ブース)

5 三重県営サンアリーナ

(1) ボルダリング施設のオープニングイベント

4月1日(日)三重県営サンアリーナで、四日市市出身ボルダリング日本代表の渡部桂太選手を迎え、ボルダリング施設のオープニングイベントを開催します。

日時：平成30年4月1日(日) 15:00~17:00

場所：三重県営サンアリーナ

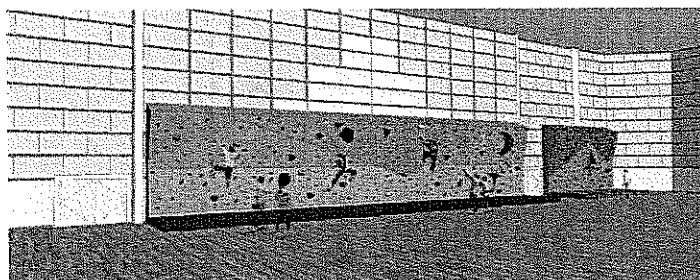
内容

- ・渡部桂太選手と知事とのスペシャルトーク
- ・渡部桂太選手によるボルダリングデモンストレーション
- ・小中学生対象のボルダリング体験会

(参考：施設整備の概要)

(ア) ボルダリング施設

サブアリーナに2面(幅21.4m×高さ5m、幅6.8m×高さ5m)、トレーニング室に1面(幅5m×高さ4m)設置。初心者~初級者を重点としつつ、上級者まで幅広い層を対象。



(ボルダリング施設(サブアリーナ)のイメージ図)

- (イ) サブアリーナへのフットサルコート1面整備
既存の3面(メインアリーナ)とあわせた4面同時利用が可能
- (ウ) トレーニング室の充実
高機能トレーニング機器(障がい者利用可)導入
- (エ) バリアフリー機能の強化
オストメイト対応トイレ5基設置
- (オ) 通信機能の強化
FreeWi-Fiの利用範囲拡大

平成28年度 包括外部監査結果に対する対応結果

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
1. 包括外部監査の意見及び指摘		
1. 三重県鈴鹿山麓研究学園都市センター		
1. 平成24年度包括外部監査からの改善状況について（指 摘）		
<p>平成24年度包括外部監査において、低利用の状況改善に向けた活用方針の策定が意見として出されているが、旧来の貸館事業が営まれている。平成30年度に新名神高速道路菰野インターチェンジ（仮称）の設置が予定され、周辺環境の改善が見込まれることから、こうした環境変化によるニーズを活かして低利用の状況を改善するため、どうすべきかを検討すべき時期に来ている。</p>	<p>当該施設については、稼働率の改善に向け展示会・商談会で企業ブースの戸別訪問を行うなどの広報活動に取り組んできました。しかし、鈴鹿山麓リサーチパークの開発行為許可により用途が限定されており、建物を「リサーチコア及び試験研究施設」以外に転用することができない中では、当該施設単体での利活用の検討には限度があります。</p> <p>また、年間の維持管理費に加え、耐用年数が経過している空調機器の更新などの大規模修繕を避けることができない時期に来ています。</p> <p>このため、四日市市を含む関係者と調整を行ったうえで平成30年度中に休館し、最終的な施設の方向性については、リサーチパークの利活用の動向も踏まえて、平成31年度末までに再度検討することとしました。</p>	雇用経済部
2. 稼働率の改善について（意 見）		
<p>現状の貸館事業について、一般の県民にとっては、三重県鈴鹿山麓研究学園都市センターの存在が身近に感じられず、その存在に対する認識が乏しいのではないかと思われる。認知度を高めるべく民間の広報力の活用も含めた積極的な情報発信を行い、対外的な広報活動の充実を図るとともに、情報収集を行い利用可能性のある団体等への働きかけを行うなどの施策を検討するのが望ましい。</p>	<p>平成29年度は、年に複数回ドローン講習を行う利用団体が2団体に増加しました。また、過去の利用団体からの紹介を通じて少しずつ利用団体が増加しています。これらにより、稼働率や使用料収入に改善がありましたが、依然として低水準に留まっています。</p>	雇用経済部

3. 備品管理について (指 摘)

備品について現物確認を実施した結果、管理台帳には掲載しているものの、固定資産管理シールが貼られていないものや、管理台帳に掲載されておらず、固定資産管理シールも貼られていないために所属が判明しないものがある。備品を適切に管理し、その所在を明確にするために固定資産管理シールの貼付を徹底することが必要である。

監査実施後、現地で台帳と備品の照合を行い、管理台帳に掲載されているものについては、物品標示票の貼付を行いました。また、掲載されていないものについても、管理台帳への掲載を行うとともに、物品標示票の貼付を行いました。

平成 29 年度は、現地にて台帳と備品の照合を行うことで、引き続き適切な備品管理に努めました。
(平成 30 年 2 月 5 日に点検済)

雇用経済部

平成28年度 包括外部監査結果に対する対応結果

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
I. 包括外部監査の意見及び指摘		
III (6) 三重県立津高等技術学校		
1. 職員会議等の議事録の作成について (意見)		
<p>職員会議のように定期的に行われる会議の結果については、情報の整理及び共有のため、議題だけでなく質疑内容・結論も含めた議事録とするのが望ましい。その上で議事録は出席者に回覧し、作成者の誤認等があれば必要に応じて修正し、後日誤解等が生じないようにするのが望ましい。なお、平成28年度9月分より議事録の作成は改善されており、情報共有も図られていた。</p>	<p>(三重県立津高等技術学校) 平成28年9月分開催以降の職員会議については、質疑内容、結論等を含めた議事録を作成し各職員への周知及び、情報共有を図っています。</p> <p>(雇用経済部) 作成された議事録を各職員へメールするとともに、職員から指摘があれば必要に応じて修正し、適切に保管されていることを確認しました。</p>	<p>三重県立津高等技術学校</p> <p>雇用経済部</p>
2. 施設整備に関する要望について (意見)		
<p>校内に現状、売店や自動販売機が存在せず、課程修了時におけるアンケートにおける生徒の要望から平成28年12月を目途に設置予定であるとのことであった。当該要望は過去から継続的に存在しており、メリット・デメリットの把握を適切に行い、追加的な要望部分についても結果として生徒及び施設として利益を享受される様な案件については積極的な検討及び実施対応が望まれる。</p>	<p>(三重県立津高等技術学校) 自動販売機については、平成28年12月に設置しました。</p> <p>その後も施設整備・訓練環境改善については、訓練生にアンケートを取るなどして調整し、予算状況をみながら優先順位をつけて実施しています。現在は、トイレの洋式化工事やLED化等、訓練実習の環境改善に取り組んでいます。</p> <p>(雇用経済部) 今後も施設修繕などでアンケート結果を参考にするとともに、国の補助を活用しつつ、効果的な整備を実施していきます。</p>	<p>三重県立津高等技術学校</p> <p>雇用経済部</p>

37-

3. パンフレット等への広告掲載の検討について（意見）

高等技術学校における収入については、授業料の他には主なものとしてはセミナー受講料が存在するが、その他の収入については、自販機設置に係る利用料が見込まれるのみである。高等技術学校については、収入を拡大する手段の一つとして例えば広告・バナー収入の確保ということが考えられる。高等技術学校のHP上における広告先の募集やバナーの掲載等、公平性の高いものについては一度検討されたい。高等技術学校の設置目的として収入拡大は一義的な目標ではないが、今後、上記の様な追加収入を得て施設魅力の向上をするための投資の財源とするという長期的な視点も踏まえて検討することが望ましい。

（三重県立津高等技術学校）
HPのバナー広告については、訓練生の就職に直接関係しており公平性の観点から課題があるため慎重に検討していきます。
その他の方法による収入拡大についても今後の検討課題として取り組みます。

（雇用経済部）
津高等技術学校には雇用のセーフティネットとしての役割があり、訓練生は様々な企業等に就職しています。
訓練生の就職への影響を考慮すると、特定企業の名前が出る広告は公平性に課題があり、慎重な検討を要すると思います。

三重県立津高等技術学校

雇用経済部

4. 申請書における記入不備（指摘）

学校運営に係る各種申請書について査閲した結果、授業料減免申請書に申請日付の記載漏れが見受けられた。適切な記入管理に留意されたい。

（三重県立津高等技術学校）
各種申請書については、主務者及び副務者の2名体制で確認を行い、適切に処理を行っています。

（雇用経済部）
今年度の授業料減免申請書には申請日付の記載漏れはなく、適切な記入管理がなされていることを確認しました。

三重県立津高等技術学校

雇用経済部

<p>5. 能力開発セミナーについて（意見）</p> <p>高等技術学校においては、通常の履修課程の他に、在職者向けの能力開発セミナーを実施している。現状は学生のセミナー受験生の人数の把握はできているものの、セミナー受験生の内結果として高等技術学校へ入学した生徒がどの程度いるのか等の把握は行っていない。現状においても入校生の増加に対する対応は実施されていると考えられるが、その対応が実績に基づいたものとなるように分析や把握を行うことを検討されたい。</p>	<p>（三重県立津高等技術学校）</p> <p>入校促進に向けた取組として、能力開発セミナー参加校を含む県内の高校を直接訪問し、募集案内の配布やオープンキャンパスへの参加等のPRをし、学校と入校見込生徒数などの情報交換を行っています。</p> <p>（雇用経済部）</p> <p>雇用のセーフティネットという同校の性格上、セミナー受講生のみならず、一般高校を卒業した新卒者や、職業能力開発の機会を得て再出発したい離職者などにもPRしていく必要があります。今後もハローワークと連携して募集を実施していきます。</p>	<p>三重県立津高等技術学校</p> <p>雇用経済部</p>
<p>6. 学校内倉庫への私物の保管（指摘）</p> <p>機械制御システム科の倉庫において、職業訓練指導員の私物であるタイヤを数本発見した。早急に撤去すべきである。このほか、同倉庫内ですでに使用していないものの、除去処理を行わず備品管理台帳に記載されたままになっている物品を発見した。使用する可能性のない備品については、適切な手続きを経て適時に処分し、備品管理台帳からも削除する必要がある。また、敷地内西の二階建て実習棟の二階部分南側屋上に設置されている木造倉庫内を視察したところ、所有者不明の楽器及びパソコンが発見された。留意する必要がある。</p>	<p>（三重県立津高等技術学校）</p> <p>職業訓練指導員の私物は、実地監査終了後直ちに撤去し、このような公共施設の私的利用が発生しないよう、職員に対し注意、指導しました。</p> <p>また、使用する可能性がない備品で、廃棄されず備品管理台帳に記載状態にあるものについては、平成28年11月末にすべて廃棄手続きを完了し、同台帳から抹消し、それ以降も適正な物品の管理を行っています。</p> <p>（雇用経済部）</p> <p>問題となった現場を視察し、撤去されていることを確認しました。今後も、適正な物品の管理を行います。</p>	<p>三重県立津高等技術学校</p> <p>雇用経済部</p>

7. 在籍者からの預り金の取扱いについて (指摘)	<p>在籍者個人が使用する教科書、作業服、工具等にかかる費用については、在籍者個人から各年度初めに所定の金額を各受講科、各年次別に各職業訓練指導員が管理する銀行口座に振り込み、そこから在籍者がそれぞれ購入した教科書、作業服、工具等に関する費用を支出する処理を行っている。適切に支出されていることが確認できたものの、支出に係る証憑の整理の方法が統一されておらず、また、通帳の管理及び支出については各職業訓練指導員がそれぞれ一人で行っていた。相互牽制効果が機能するよう体制を整備するとともに、受取利息の精算等、証憑のない支出についてはその経緯を詳細に記録すべきである。</p>	<p>(三重県立津高等技術学校) 平成 28 年 11 月 1 日に「訓練生からの預り金取扱い要領」を定めました。 収入・支出の際は上席の決裁を義務付ける等書類の流れを統一しました。 また、預り金の口座名義は各科の会計責任者とし、総括責任者である本校教頭の最終決裁を経て出入金を行う等、一括管理体制により適正に取扱いを行っています。</p> <p>(雇用経済部) 上記要領、通帳その他証票類が整備され適切に処理されていることを確認しました。</p>	<p>三重県立津高等技術学校</p> <p>雇用経済部</p>
8. 在籍者からの預り金から発生した受取利息の取扱いについて (意見)	<p>在籍者から授業料以外の経費として徴収した預り金のうち、残額については募集要項にもあるように、卒業時もしくは退校時に返還する手続きを取っている。発生した受取利息の取扱いについて各職業訓練指導員によって取扱いが異なっている。教育委員会所管の三重県立の諸学校でのこのような生徒からの預り金に係る利息の処理について確認したところ、卒業生への分配ということを行わず、次年度もしくは新規入学者の口座に繰り越していく処理を行っているとのことであった。今後、高等技術学校においてもこのような方法を検討する必要があると考える。</p>	<p>(三重県立津高等技術学校) 平成 28 年 11 月 1 日に「訓練生からの預り金取扱い要領」を定め、年度末に預り金を精算することとし、精算に伴う余剰金は最小限に留め、次年度に繰り越すこととしました。</p> <p>(雇用経済部) 上記要領に繰越の旨の記載があることを確認しました。今後も、適切な処理が行われるよう確認していきます。</p>	<p>三重県立津高等技術学校</p> <p>雇用経済部</p>

9. 書類の取扱いについて（指摘）

平成 25 年度入学者の預金通帳の閲覧を試みたところ、職業訓練指導員が独断で廃棄しており確認することができなかった。預金通帳が学校運営上必要となる書類であるという認識を高等技術学校内で周知徹底するとともに、職業訓練指導員が各自で管理することは避けるべきである。

（三重県立津高等技術学校）

平成 28 年 11 月 1 日に「訓練生からの預り金取扱い要領」を定め、預金通帳を含め収入及び支出に係る書類を 5 年間保存することとしました。

預り金の口座名義は各科の会計責任者とし、総括責任者である本校教頭の最終決裁を経て出入金を行う等、一括管理体制により適正に取扱いを行っています。

なお、通帳を含む関係書類が学校運営上必要であり、独断での廃棄等を行わないように周知徹底しています。

（雇用経済部）

上記要領、通帳その他証憑類が整備され適切に処理されていることを確認しました。

三重県立津高等技術学校

雇用経済部

平成28年度 包括外部監査結果に対する対応結果

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
I. 包括外部監査の意見及び指摘		
II (16) 三重県営サンアリーナ		
1. ライフサイクルコストを考慮した設備の更新について（意見）		
<p>例えば吸収式冷温水機はサンアリーナが平成6年に開業した時から使用されており、すでに20年以上、使用されている。吸収式冷温水機の税法上の法定耐用年数は15年であることから、当該設備はかなり老朽化していると思われる。</p> <p>法定耐用年数が経過していても必ずしも設備が使用不能となるわけではないが、修繕のための費用もたびたび発生していることから、更新について検討すべき時期が到来していると考えられる。更新することにより修繕費が減少すると考えられるため、結果的にライフサイクルコストを低く抑えられる可能性もある。</p> <p>また、現在普及している最新の設備の方が高効率であり、更新することにより水光熱費を低減させる効果も期待できる。</p> <p>単年度予算の制約があることは理解できるが、県は指定管理者と協力し、資産のライフサイクルコストを最少化するようなファシリティマネジメントに努めていただきたい。</p>	<p>(県営サンアリーナ)</p> <p>日々の巡視・点検により設備を常に最適な状態に保ち、可能な限り長寿命化を図りました。また、保全上必要な大規模修繕の実施に向けては、適宜、県と協議を実施しています。</p> <p>(雇用経済部)</p> <p>県財政が厳しく、資産のライフサイクルコストを意識した大規模修繕は実施困難な状況にあることから、指定管理者に日々の巡視・点検や補修などにより、可能な限り施設・設備の長寿命化に努めるよう働きかけています。また、利用者の安全・安心の観点から、緊急性・必要性の高いものを優先とした修繕等を実施しています。</p>	<p>県営サンアリーナ</p> <p>雇用経済部</p>

<p>2. アンケート調査について（意見）</p>	<p>ホームページから電子アンケートによる調査を実施している。平成 27 年度には大会・催事者向けアンケートを 1 回、県民向けアンケートを 2 回実施し、県民向けアンケートについては、第 1 回は 13 件、第 2 回は 6 件の回答があった。</p> <p>回答者には抽選でトレーニング室 10 回利用券を送付するなど、回答者を増やすための方策を講じているものの、回答件数が多いとはいえない状況である。</p> <p>施設の運営に役立てるためには、より多くの回答を入手することが望ましく、そのためにはサンアリーナの利用者に対して直接アンケートを配付し、回答を求めることも効果的と思われる。アンケートの実施方法をより多様化するよう検討することが望ましい。</p> <p>（県営サンアリーナ） 施設貸出手続き時の書面アンケートと、大規模集客が見込める自主事業イベント時の書面アンケートの 2 種類の調査を新たに実施し、回答数の向上に努めました。</p> <p>【実施状況】</p> <p>1. 貸出手続き時書面アンケート（平成 29 年 4 月 1 日以降随時） 回答数 13 件（上半期）</p> <p>2. 自主事業実施時書面アンケート</p> <p>①わいわい広場 2017（平成 29 年 8 月 6 日） 回答数 32 件</p> <p>②2017-18 シーズン B 1 リーグ戦・京都ハンナリーズホームゲーム（平成 30 年 3 月 10～11 日（実施予定））</p>	<p>県営サンアリーナ</p>
<p>3. 小口現金の出納業務について（指摘）</p>	<p>現在指定管理者である株式会社スコルチャ三重の経理機能は、伊勢市観光文化会館に集約されており、サンアリーナ側では、伝票を起票した後、経理に送って出納帳等が作成される。このため、日々の出納業務が、帳簿記録に反映されるまでに時間を要し、現金在高と照合すべき帳簿残高が直ちには判明しない。</p> <p>現在指定管理者側において月初と月央に照合を行っており、日々の入出金による差異は認識されていないということであるが、少なくとも手許現金残高については、サンアリーナの業務担当者においても日々の入出金業務終了時点で、手許現金残高表を作成し残高を確認できる体制とする必要がある。</p> <p>（県営サンアリーナ） 手許現金残高表を新たに作成し、日々の小口現金残高（券売機を除く）を確認し、日々の手許現金残高を常時把握できる体制にしました。</p> <p>（雇用経済部） 定期実地調査（平成 30 年 3 月 1 日）において、実施状況を確認しました。</p>	<p>県営サンアリーナ</p> <p>雇用経済部</p>

<p>4. 小口現金の残高について (指摘)</p> <p>サンアリーナでは小口現金用の金庫として、大金庫、夜間用金庫、ショップ用金庫 (レジ含む)、両替用金庫の4つを運用している。</p> <p>当該小口現金の管理について経理規程運用細則においては以下のとおり規定されている。</p> <p>「第22条2項 小口現金は各管理施設ごとに管理するものとし、それぞれの小口現金の残高は、施設利用料等の売上金及び使用見込額を除き三十万円を超えないように管理し、それを超える場合は、入金伝票により随時入金処理を行うものとする。</p> <p>第22条4項 管理施設内に券売機等を設置する場合には、別途小口現金を釣銭として機械内に保管できることとする。その場合の残高は1台あたり二十万円を上限とする。」</p> <p>現在上記第22条4項にある券売機は2台あることから、この上限は400千円であり、規程上の残高の上限は、合計で700千円ということになる。</p> <p>しかし上記の規定にも関わらず、平成28年3月末の残高は1,246千円であり、往査日現在 (平成28年8月12日) でも現物をカウントしたところ1,006千円であった。</p> <p>売上入金等業務上の都合により、一時的に残高が大きくなるのはやむを得ないが、小口現金は日常業務に必要な水準とすることが望ましく、規定による現金残高に収まるよう努めていただきたい。</p>	<p>(県営サンアリーナ)</p> <p>新たに導入した手許現金残高表により、手許現金額を把握しながら入金作業を適切に行うことで、経理規定に沿った現金残高水準以内に保ちました。</p> <p>(雇用経済部)</p> <p>定期実地調査 (平成30年3月1日) において、実施状況を確認しました。</p>	<p>県営サンアリーナ</p> <p>雇用経済部</p>
<p>5. 領収書管理について (指摘)</p> <p>現在領収書には50枚綴りの市販のものが使用されている。使用済の綴り及び未使用の綴りを確認したところ、以下の事項が認められた。</p> <p>①未使用の綴りが複数あり、それらにはすべて社印が押印されていることから、使用可能な状態であるものと認められる。</p> <p>②連番は各冊ごとに一律に1~50番が付されており、個別の牽連性はないため厳密な意味での連番管理は行われていない。</p> <p>①の状態にあるのであれば、社印を押印した綴りを紛失するリスクが生じることから今後は台帳作成により綴りごとに管理番号を付して管理を行う必要があり、その上で②に関しては、連番は通し番号を付す必要がある。</p>	<p>(県営サンアリーナ)</p> <p>各冊の牽連性を明らかにするため、通し番号を付与した連番管理を行うよう改善しました。また、押印済の領収書については、施錠した書庫に保管し、必要時に開錠して使用しました。</p> <p>(雇用経済部)</p> <p>定期実地調査 (平成30年3月1日) において、実施状況を確認しました。</p>	<p>県営サンアリーナ</p> <p>雇用経済部</p>

6. 後納申請における料金収受対応等のマニュアル化について（指摘）

サンアリーナにおいては、施設利用料金について、利用規則【4. 利用料金納入】にて利用料金後納申請書を基に、料金の後払いを認めている。

後納処理されているものの内、支払に滞りのある項目について確認した結果、1件の利用者について長期滞留（平成22年度発生）していることが見受けられた。

利用料合計残高：703千円

監査日時点（平成28年8月12日）残高：163千円

返済予定額：20千円（月）

実際返済額：5千円（月）

上記については、適時にモニタリングや返済条件の変更等の措置が取られているが、現状スコルチャ三重において後納申請における料金収受対応等のマニュアル（類する規程を含む）については存在しないため、利用料金の滞留が発生した場合の会社としての措置及び対応が明確ではない。担当者レベルで現状は適切に対応できていると考えられるが、属人的な処理や判断となりかねない。

また、当該債権管理状況を会計上示すための経理規程等も明記が存在しないため、現状長期滞留債権にも関わらず貸倒引当金等の必要な手当てがなされていない。

そのため、今後後納に係る後納申請における料金収受対応等のマニュアル及び債権管理に関する規定等を整備し、それに基づいた対応を徹底する必要がある。また、経理規程においてこれらを評価するための項目を追加する必要がある。

その他、1年程の滞留ではないが、処理誤り等で数か月後納支払が遅れているものも散見された。支払・入金は確実なものではなくてはならず、後納処理については一時的ではあるが、支払・入金不能となるリスクが存在するため、今後利用料金後納申請書が適切な事由及び適切な書式で認可される事を含め管理の徹底が必要である。

（県営サンアリーナ）

原則として対象を官公庁及び公的団体や施設の継続的利用者などに限定するとともに、申請許可確認を担当マネージャーと総括責任者が行うなど、施設利用料の長期滞留が発生しないような取組を行っていますが、それらに加えて、「後納申請における料金収受対応等のマニュアル」や「長期滞留未払料金の管理に関する経理規定を含めた社内規定」の整備を進めており、年度内の運用開始予定としています。

（雇用経済部）

定期実地調査（平成30年3月1日）において、「後納申請における料金収受対応等のマニュアル」や「長期滞留未払料金の管理に関する経理規定を含めた社内規定」の整備に向けた状況を確認し、年度内に運用を開始するように指導しました。

県営サンアリーナ

雇用経済部

	<p>7. 自主事業の実施結果及び評価の具体化について（意見）</p> <p>スコルチャ三重においては、指定管理事業の他に自主事業も積極的に実施しており、平成27年度においては31回のイベント開催を実施している。これは施設の活性化のみならず、利用者や施設満足度、ひいては施設全体の魅力を高める上で評価される取り組みであると考えられる。しかし、当該自主事業のイベントは、その計画段階及び実施段階においては十分なされているが、イベント結果の振り返りやその評価について明記されている資料等は存在しない。</p> <p>自主事業においては、事業計画を策定し、実際に事業を行い、最終的には事業の評価を行う事により、想定していた効果を適切に得られたか、事業としての存続可能性（今回のみのイベントとするのか否か）はあるか、事業に係る収支と収支以外の効果のバランスはどうか等を総合的に判断し、その判断経緯と用いた指標を文書化しておくことが有用と考えられる。文書化することで、担当者等が交代した場合に過去における自主事業の結果やその判断過程を把握することもできる。また、今後自主事業を実施する際のベンチマークとして活用することも期待できる。</p> <p>今後は、自主事業の実施においては指定管理施設の魅力を高める事、及び指定管理事業の阻害とならない事が求められるため、複合的な観点からの評価を行うことが望ましい。</p>	<p>（県営サンアリーナ） 新たに自主事業評価表のフォーマットを作成し、自主事業毎の評価を行いました。各自主事業の終了時に作成し、記録として保管することで、以降の自主事業計画立案の検討材料として活用します。</p> <p>（雇用経済部） 作成した自主事業記録を、平成30年度以降の自主事業の計画立案に有効に活用するよう働きかけています。</p>	<p>県営サンアリーナ</p> <p>雇用経済部</p>
<p>67-</p>	<p>8. 各種申請書の資料不備について（指摘）</p> <p>サンアリーナの利用に関連する利用者からの申請書について通査した結果、以下の資料にて不備や記入誤りのまま承認されている資料が見受けられた</p> <p>①三重県営サンアリーナ利用変更許可申請書 申請者押印漏れ</p> <p>②三重県営サンアリーナ施設利用料金減額申請書 申請日記入漏れ、行事名称記載漏れ、割引・減免措置適用申請利用入力漏れ</p> <p>③利用料金後納申請書 後納事由記入漏れ</p> <p>なお、利用料金後納申請書については、利用規則【4. 利用料金納入】に認可される場合において以下の様に記載されている。 「指定管理者は、利用料金後納申請書を審査し、やむを得ないと認めた場合にはこれを承認します。」</p> <p>これは後納処理が例外的な処理であるのと同時に特別な事由の記載を要求しているものであるため、利用規則にて継続利用者の特例を設ける、もしくは毎回確実に後納申請書を入力し審査する形にすべきである。</p> <p>利用料金減額申請書については、申請日の記入が無い場合等は申請資料として適切ではないことから、今後留意されたい。</p>	<p>（県営サンアリーナ） 適正な審査に務めるため、申請書の審査手続きに関するマニュアルの作成を進めており、年度内の運用開始予定としています。また、同マニュアルに沿って、審査状況のチェックについても適宜行って参ります。</p> <p>（雇用経済部） 定期実地調査でのヒアリングを徹底するなど、施設利用に関する書類手続きが適切に行われるよう指導します。</p>	<p>県営サンアリーナ</p> <p>雇用経済部</p>

(9) 各種審議会等の審議状況の報告について

(平成29年11月22日～平成30年2月18日)

(雇用経済部)

1 審議会等の名称	三重県大規模小売店舗立地審議会
2 開催年月日	平成29年11月27日(月)
3 委員	【会長】三重大学 准教授 寺島貴根 ほか3名出席
4 諮問事項	(1)「(仮称)ドラッグコスモス東町店」(名張市)の新設に係る届出について(1回目) (2)「(仮称)ドラッグコスモス大矢知店」(四日市市)の新設に係る届出について(1回目)
5 調査審議結果	(1)「(仮称)ドラッグコスモス東町店」(名張市)の新設に係る届出について(1回目) 事務局より審議資料に基づき説明した結果、「店舗周辺的生活環境の保持の観点から意見を述べる事項は特にない」として結審しました。 (2)「(仮称)ドラッグコスモス大矢知店」(四日市市)の新設に係る届出について(1回目) 事務局より審議資料に基づき説明した結果、「店舗周辺的生活環境の保持の観点から意見を述べる事項は特にない」として結審しました。
6 備考	